前　金	部　分　払
有	5 回以内

平　成　２　６　年　度
環　新　補　継　第　１　号

津市新最終処分場前処理施設・浸出水処理施設建設工事

設　　計　　書

工事仕様は特記以外は、三重県公共工事共通仕様書及び工事監督員の指示による。

津　　市
新最終処分場建設推進課

平成 26 年度	環新補継 第1号	**工　事　設　計　書**	
施　工　場　所	津市 美杉町下之川 地内	担当理事	
		課　長	
工　事　名	津市新最終処分場前処理施設・浸出水処理施設建設工事	担当副参事	
		調整・担当主幹	
設　計　額	(内消費税等相当額　　)	担当副主幹	
		主　査	
工　期	450日間	担　当	
		検算者	
長 ———	幅 ———	設計者	

工　事　の　大　要

前処理・浸出水処理施設建設工事	一式
前処理施設	一式
浸出水処理施設	一式

位置図

平成26年度　環新補継第1号
津市新最終処分場前処理施設・浸出水処理施設建設工事

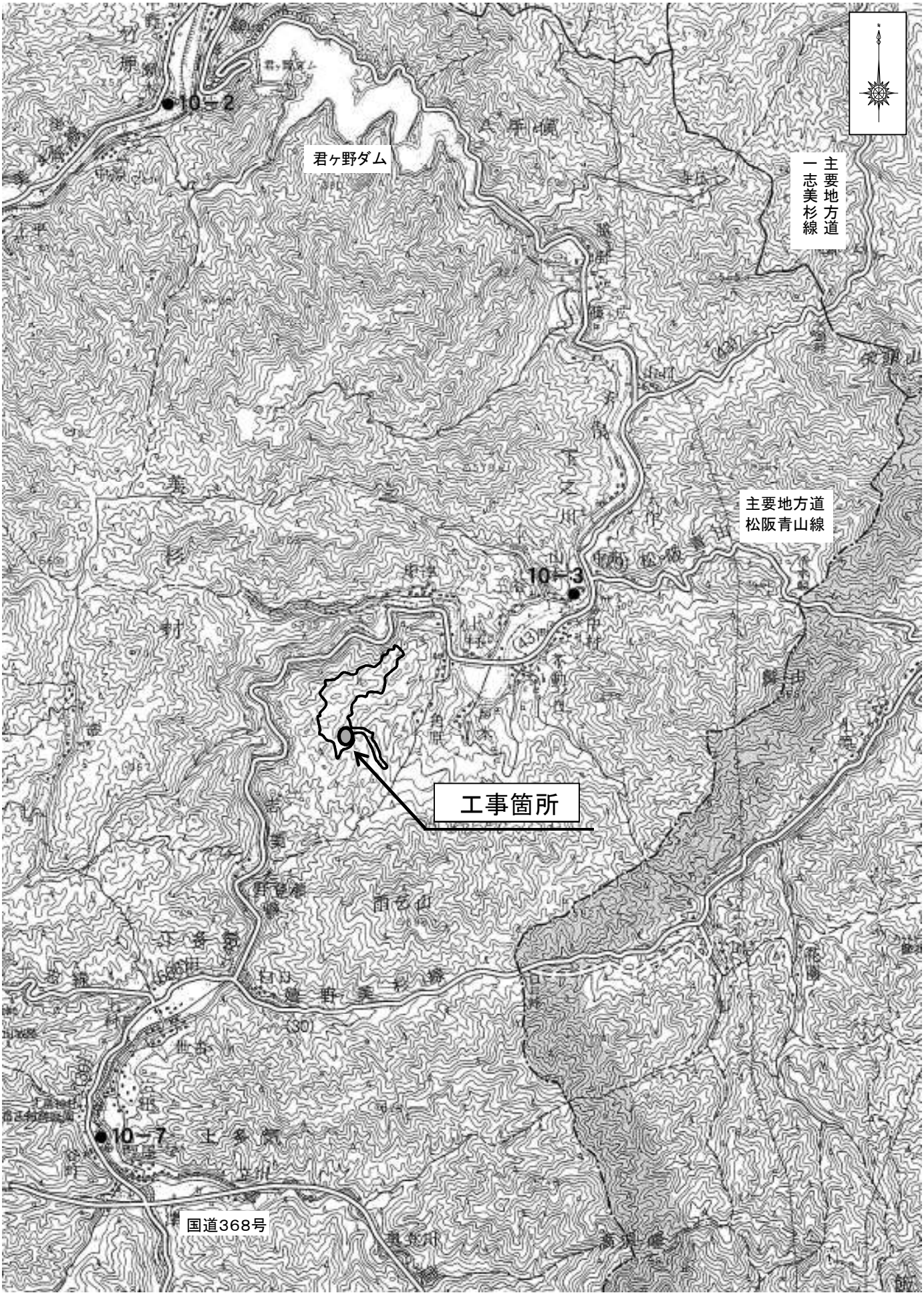

【補助対象工事】

設　計　内　訳　表					
費目　工種　種別　細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
本工事費					
前処理施設・浸出水処理施設	式	1			
機械設備工事	式	1			
流入・調整設備	式	1			第0001号　明細表
前処理凝集沈殿処理設備	式	1			第0002号　明細表
生物処理設備	式	1			第0003号　明細表
凝集沈殿処理設備	式	1			第0004号　明細表
高度処理設備	式	1			第0005号　明細表
脱塩処理設備	式	1			第0006号　明細表
消毒・処理水貯留設備	式	1			第0007号　明細表
汚泥処理設備	式	1			第0008号　明細表
濃縮液処理設備	式	1			第0009号　明細表
薬品注入設備	式	1			第0010号　明細表
前処理施設	式	1			第0011号　明細表
取水設備	式	1			第0012号　明細表

【補助対象工事】

設　計　内　訳　表					
費目　工種　種別　細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
管理設備等	式	1			第0013号　明細表
直接経費	式	1			第0014号　明細表
仮設設備	式	1			第0015号　明細表
配管設備工事	式	1			
浸出水処理施設配管工事	式	1			第0016号　明細表
浸出水送水管工事	式	1			第0017号　明細表
用水送水管工事	式	1			第0018号　明細表
処理水移送管工事	式	1			第0019号　明細表
浄水移送管工事	式	1			第0020号　明細表
直接経費	式	1			第0021号　明細表
仮設設備	式	1			第0022号　明細表
直接工事費計	式	1			
共通仮設費計	式	1			
共通仮設費	式	1			
機械設備工事純工事費	式	1			

【補助対象工事】

設　計　内　訳　表					
費目　工種　種別　細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
電気・計装設備工事	式	1			
電気設備	式	1			第0023号　明細表
計装制御設備	式	1			第0024号　明細表
電気配線工事	式	1			第0025号　明細表
直接経費	式	1			第0026号　明細表
仮設設備	式	1			第0027号　明細表
直接工事費計	式	1			
共通仮設費計	式	1			
共通仮設費	式	1			
電気・計装設備工事純工事費	式	1			
土木・建築工事	式	1			
仮設工事	式	1			第0028号　明細表
土工事	式	1			第0029号　明細表
基礎工事	式	1			第0030号　明細表
水槽躯体工事	式	1			第0031号　明細表

【補助対象工事】

設　計　内　訳　表					
費目　工種　種別　細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
直接経費	式	1			第0032号　明細表
仮設設備	式	1			第0033号　明細表
直接工事費計	式	1			
共通仮設費計	式	1			
共通仮設費	式	1			
土木・建築工事純工事費	式	1			
純工事費計	式	1			
現場管理費	式	1			
工事原価	式	1			
一般管理費等	式	1			
工事価格	式	1			
消費税及び地方消費税相当額	式	1			
本工事費計	式	1			

【市単独工事】

設　計　内　訳　表					
費目　工種　種別　細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
本工事費					
前処理施設・浸出水処理施設（市単独工事）	式	1			
配管設備工事	式	1			
浸出水処理施設配管工事	式	1			第0034号　明細表
直接経費	式	1			第0035号　明細表
仮設設備	式	1			第0036号　明細表
直接工事費計	式	1			
共通仮設費計	式	1			
共通仮設費	式	1			
機械設備工事純工事費	式	1			
電気・計装設備工事	式	1			
電気設備	式	1			第0037号　明細表
計装制御設備	式	1			第0038号　明細表
電気配線工事	式	1			第0039号　明細表
直接経費	式	1			第0040号　明細表

【市単独工事】

設　計　内　訳　表					
費目　工種　種別　細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
仮設設備	式	1			第0041号　明細表
直接工事費計	式	1			
共通仮設費計	式	1			
共通仮設費	式	1			
電気・計装設備工事純工事費	式	1			
土木・建築工事	式	1			
仮設工事	式	1			第0042号　明細表
土工事	式	1			第0043号　明細表
基礎工事	式	1			第0044号　明細表
水槽躯体工事	式	1			第0045号　明細表
建築工事	式	1			第0046号　明細表
建築付帯設備工事 （給排水（衛生）設備）	式	1			第0047号　明細表
建築付帯設備工事 （空調設備）	式	1			第0048号　明細表
建築付帯設備工事 （消防用設備）	式	1			第0049号　明細表
その他工事	式	1			第0050号　明細表

【市単独工事】

設　計　内　訳　表					
費目　工種　種別　細別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
直接経費	式	1			第0051号　明細表
仮設設備	式	1			第0052号　明細表
直接工事費計	式	1			
共通仮設費計	式	1			
共通仮設費	式	1			
土木・建築工事純工事費	式	1			
純工事費計	式	1			
現場管理費	式	1			
その他（予備品、消耗品及び工具等）	式	1			
その他 （予備品、消耗品及び工具等）	式	1			第0053号　明細表
工事原価	式	1			
一般管理費等	式	1			
工事価格	式	1			
消費税及び地方消費税相当額	式	1			
本工事費計	式	1			

第 0001 号　明細表　流入・調整設備　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
流入・調整設備	式				
		1			
合　　計					

第 0002 号　明細表　前処理凝集沈殿処理設備　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
前凝集沈殿処理設備	式				
		1			
合　　計					

第 0003 号　明細表　生物処理設備　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
生物処理設備	式				
		1			
合　　計					

第 0004 号　明細表　凝集沈殿処理設備　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
凝集沈殿処理設備	式				
		1			
合　　計					

第 0005 号　明細表　高度処理設備　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
高度処理設備	式				
		1			
合　計					

第 0006 号　明細表　脱塩処理設備　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
脱塩処理設備	式				
		1			
合　計					

第 0007 号　明細表　消毒・処理水貯留設備　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
消毒・処理水貯留設備	式				
		1			
合　計					

第 0008 号　明細表　汚泥処理設備　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
汚泥処理設備	式				
		1			
合　計					

第 0009 号　明細表　濃縮液処理設備　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
濃縮液処理設備	式				
		1			
合　計					

第 0010 号　明細表　薬品注入設備　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
薬品注入設備	式				
		1			
合　計					

第 0011 号　明細表　前処理施設　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
前処理施設	式				
		1			
合　計					

第 0012 号　明細表　取水設備　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
取水設備	式				
		1			
合　計					

第 0013 号　明細表　管理等設備等　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
管理設備等	式				
		1			
合　計					

第 0014 号　明細表　直接経費　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
直接経費	式				
		1			
合　計					

第 0015 号　明細表　仮設設備　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
仮設設備	式				
		1			
合　計					

第 0016 号　明細表　浸出水処理施設配管工事　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
浸出水処理施設配管工事	式				
		1			
合　計					

第 0017 号　明細表　浸出水送水管工事　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
浸出水送水管工事	式				
		1			
合　計					

第 0018 号　明細表　用水送水管工事　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
用水送水管工事	式				
		1			
合　計					

第 0019 号　明細表　処理水移送管工事　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
処理水移送管工事	式				
		1			
合　計					

第 0020 号　明細表　浄水移送管工事　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
浄水移送管工事	式				
		1			
合　計					

第 0021 号　明細表　直接経費　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
直接経費	式				
		1			
合　計					

第 0022 号　明細表　仮設設備　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
仮設設備	式				
		1			
合　計					

第 0023 号　明細表　電気設備　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
電気設備	式				
		1			
合　計					

第 0024 号　明細表　計装制御設備　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
計装制御設備	式				
		1			
合　計					

第 0025 号　明細表　電気配線工事　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
電気配線工事	式				
		1			
合　計					

第 0026 号　明細表　直接経費　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
直接経費	式				
		1			
合　計					

第 0027 号　明細表　仮設設備　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
仮設設備	式				
		1			
合　計					

第 0028 号　明細表　仮設工事　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
仮設工事	式				
		1			
合　計					

第 0029 号　明細表　土工事　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
土工事	式				
		1			
合　計					

第 0030 号　明細表　基礎工事　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
基礎工事	式				
		1			
合　計					

第 0031 号　明細表　水槽躯体工事　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
水槽躯体工事	式				
		1			
合　計					

第 0032 号　明細表　直接経費　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
直接経費	式				
		1			
合　計					

[補助対象工事]

第 0033 号　明細表　仮設設備					1　式
					（上段　：前　回　下段　：今　回）
名　称　　規　格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要
仮設設備	式				
		1			
合　　計					

第 0034 号　明細表　浸出水処理施設配管工事　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
浸出水処理施設配管工事	式				
		1			
合　計					

第 0035 号　明細表　直接経費　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
直接経費	式				
		1			
合　計					

第 0036 号　明細表　仮設設備　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
仮設設備	式				
		1			
合　計					

第 0037 号　明細表　電気設備　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
電気設備	式				
		1			
合　計					

第 0038 号　明細表　計装制御設備　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
計装制御設備	式				
		1			
合　計					

第 0039 号　明細表　電気配線工事　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
電気配線工事	式				
		1			
合　計					

第 0040 号　明細表　直接経費　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
直接経費	式				
		1			
合　計					

第 0041 号　明細表　仮設設備　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
仮設設備	式				
		1			
合　計					

第 0042 号　明細表　仮設工事　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
仮設工事	式	1			
合　計					

第 0043 号　明細表　土工事　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
土工事	式	1			
合　計					

第 0044 号　明細表　基礎工事　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
基礎工事	式	1			
合　計					

第 0045 号　明細表　水槽躯体工事　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
水槽躯体工事	式	1			
合　計					

第 0046 号　明細表　建築工事　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
建築工事	式				
		1			
合　計					

第 0047 号　明細表　建築付帯設備工事（給排水(衛生)設備）　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
建築付帯設備工事 給排水(衛生)設備	式				
		1			
合　計					

第 0048 号　明細表　建築付帯設備工事（空調設備）　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
建築付帯設備工事 空調設備	式				
		1			
合　計					

第 0049 号　明細表　建築付帯設備工事（消防用設備）　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
建築付帯設備工事 消防用設備	式				
		1			
合　計					

第 0050 号　明細表　その他工事　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
その他工事	式				
		1			
合　計					

第 0051 号　明細表　直接経費　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
直接経費	式				
		1			
合　計					

第 0052 号　明細表　仮設設備　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
仮設設備	式				
		1			
合　計					

第 0053 号　明細表　その他（予備品、消耗品及び工具等）　　1　式

（上段　：前　回　下段　：今　回）

名　称　　規　格	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
標準工具類	式				
		1			
電気設備用備品類	式				
		1			
安全用具	式				
		1			
計測器	式				
		1			
説明用パンフレット 1000部	式				
		1			
説明用調度品	式				
		1			
合　　計					

純工事費計算書

		機械設備工事	配管設備工事	電気計装工事	土木･建築工事	合　計
直接工事費	全体					
	交付金対象					
	交付金対象外					
共通仮設(率分)	全体					
	交付金対象					
	交付金対象外					
共通仮設小計	全体					
	交付金対象					
	交付金対象外					
純工事費	全体					
	交付金対象					
	交付金対象外					
特殊製品費	全体					
	交付金対象					
	交付金対象外					

建築工事の工期は3ケ月とする

諸経費計算

純工事費合計＝　　円　　特殊製品合計 ＝　　円

各工種別純工事費　機械設備 ＝　　円　機械特殊製品 ＝　　円

配管設備 ＝　　円　配管特殊製品 ＝　　円

電気・計装設備 ＝　　円　電気特殊製品 ＝　　円

土木・建築工事 ＝　　円　土木・建築特殊製品 ＝　　円

① 現場管理費について

現場管理費率対象額については、純工事費から下記の特殊製品費の1/2を減じた額とする。

現場管理費率の算定

現場管理費率＝　　%とする。

現場管理費対象外

特殊製品費(別表参照)　　÷ 2 ＝　　円とする。

率対象額 ＝　純工事費　－　特殊製品費　＝　　円

現場管理費(率計上額)＝　　円 ×　　%＝　　円

補助分　　円
単独分　　円

② 一般管理費率の算定

一般管理費率＝　　%とする。

対象額 ＝　　円 ＋　　円 (その他)＝　　円
工事原価

一般管理費＝　　円 ×　　%＝　　円

補助分　　円
単独分　　円

津市新最終処分場
前処理施設・浸出水処理施設建設工事

発 注 仕 様 書

平成２６年９月

津　　市

目　　次

第１章　総則 ・・・

第 12 節　前処理施設（廃棄物洗浄設備）　・・・

第１章　総則

本仕様書は、津市(以下「本市」という)が発注する津市新最終処分場前処理施設・浸出水処理施設建設工事(以下「本工事」という)に適用する。

第１節　計画概要

１．一般概要

前処理施設・浸出水処理施設(以下「本施設」という)は、埋立廃棄物を洗浄する前処理施設と、前処理施設から発生する洗浄排水及び埋立地から発生する浸出水を、計画的、安定的かつ衛生的に処理する浸出水処理施設からなり、浸出水処理施設からの処理水を再利用することで、本地域の生活環境及び公共用水域の水質保全を図るとともに、最終処分場の早期廃止を目的とする。

建設にあたっては、生活環境の保全を第一目標とし、公共用水域及び周辺環境へ影響を与えることのないよう関係諸法規等の基準を遵守し、万全を期して施工するものとし、想定される気象や地震等の自然現象、又、これらに起因する災害の発生にも耐えうる施設とする。

又、本工事は、他の工事と同時並行となるため、本施設の設計・施工に際しては、本地域の環境安全・環境融和、各工事間に齟齬がないよう調査・準備を進め、十分な検討及び積極的な技術提案を行う。他の工事としては、現在施工中の新最終処分場本体工事(以下「本体工事」という)と、今後、別途発注を予定している管理棟建設工事(以下「管理棟工事」という)がある。

２．工事名

津市新最終処分場前処理施設・浸出水処理施設建設工事

３．施設規模

前処理施設（破砕不燃残渣）	31.3 ｔ/日
浸出水処理施設	38.0 ｔ/日
浸出水調整設備	270 m^3

４．建設場所

三重県津市美杉町下之川地内

５．敷地面積

本施設の建築面積は、約 1,000m^2（B20.0m×L50.0m）程度とし（高圧受電盤等の屋外設備はこの面積に含まない）、同面積の範囲は、**添付図面２**の斜線部を参照のこと。なお、敷地面積及び建築面積については、本市との協議により変更は可とするが、その際は、関係するすべての設計図面を修正するとともに、変更となる数量を整理するものとする。

６．工期

着工　平成２６年　１２月末（予定）

竣工　平成２８年　３月中旬（予定）　※試運転期間を含む

第２節　計画主要目

１．処理能力

前処理施設	31.3 t/日（破砕不燃残渣）31.3 m^3/日（洗浄水）
浸出水処理施設	38.0 m^3/日

２．処理方式

2-1　前処理施設

受入→洗浄→固液分離→埋立地へ搬出

※洗浄排水は浸出水処理施設へ移送し処理する。

2-2　浸出水処理施設

① 浸出水処理方式

流入調整→前凝集沈殿処理→生物処理→凝集沈殿処理又は凝集膜処理

→高度処理→脱塩処理→消毒→再利用(埋立地への散水及び洗浄水)

② 汚泥処理方式

濃縮→貯留→脱水→民間処理施設等

３．公害防止基準

公害防止関連法及びその他の法令等を遵守しうる構造設備とすることは勿論であるが、特に本仕様書に明示した計画基準を満足するよう設計する。

3-1　排水基準値

排水基準を定める総理府令第１条の基準値以下とする他、本仕様書の処理水質を保つこととする。

１）放流先の種類　　前処理施設の洗浄水及び埋立地の散水用水として循環・再利用

２）放流可能水量　　処理水は場内再利用するため無放流

３）計画処理水質（下表のとおり）

表 1　計画処理水質

項　　目	計画処理水質
水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	10 mg/L 以下
化学的酸素要求量(COD)	10 mg/L 以下
浮遊物質量(SS)	10 mg/L 以下
窒素含有量(T-N)	10 mg/L 以下
塩素イオン	200 mg/L 以下
カルシウム	100 mg/L 以下
その他	最終処分場の基準省令に定める排水基準値以下

3-2　騒音基準値

敷地境界線において下記の基準値以下とする。

表 2　騒音基準値

項目	昼間 (8:00～19:00)	朝・夕 〔6:00～8:00 19:00～22:00〕	夜間 (22:00～6:00)
基準値	60dB 以下	55dB 以下	50dB 以下

3-3　振動基準値

敷地境界線において下記の基準値以下とする。

表 3　振動基準値

項目	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
基準値	65dB 以下	60dB 以下

3-4　悪臭基準値

敷地境界線の地表において下記の基準値以下とする。

表 4　悪臭基準値

悪臭物質の種類	基準値（ppm）
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001
臭気指数	15

4．計画埋立廃棄物の組成等

4-1　埋立条件

1）処分場形式　　被覆型処分場

2）埋立構造　　準好気性埋立構造

3）埋立方式　　サンドイッチ方式

4）埋立期間　　１５年間

5）埋立容量　　１７３，６００m^3

6）埋立面積　　１２，１７３m^2

7）埋立地の形状　　幅 47.0ｍ×長さ 129.5m×高さ 15.7ｍ×２槽

８）埋立手順　　１期から埋立を開始し、埋立完了後２期へ移動する。

4-2　埋立廃棄物

本処分場の埋立物は、平成２８年４月に供用開始予定のリサイクルセンターから排出される破砕不燃残渣である。破砕不燃残渣は、リサイクルセンターで粒径 20mm 以下に破砕選別される（リサイクルセンターの概要は市ホームページを参照のこと。）。

破砕不燃残渣の見込み割合（重量）は下記のとおりである。又、覆土については、被覆型処分場であるため基本的に即日覆土は行わない。従って埋立高 3m 毎に厚さ 0.5ｍの中間覆土を行い、最上層に厚さ 1.0ｍの最終覆土を行う予定である。

１）破砕不燃残渣　　金属類　　17%
　　燃やせないごみ　　64%
　　その他プラスチック　　1%
　　びん　　8%
　　その他（がれき等）　　10%

２）中間覆土　　厚さ　廃棄物層厚 3m につき 0.5m

３）最終覆土　　厚さ　1m

4-3　計画埋立廃棄物量

本処分場の計画埋立量を下表に示す。

表　５　計画埋立廃棄物量

項　目	重量（t）	容量（m^3）	備　　考
破砕不燃残渣	115,750	136,118	1.176 m^3/t
底版保護土	8,937	5,630	0.63 m^3/t
中間覆土	27,086	17,064	0.63 m^3/t
最終覆土	19,184	12,086	0.63 m^3/t
計	170,957	170,898	－

５．施設の概要

5-1　全体計画

本施設の配置は、**添付図面２**を参照のこと。

本施設における各施設及び各設備の機能が十分発揮できるよう考慮の上、敷地の有効利用を図るものとする。留意事項は次のとおりである。

１）施設配置の合理化、全体動線計画の適正化を図る。

２）浸出水の量的及び質的変動対策、低負荷運転対策を図る。

３）浸出水の塩素イオン濃度に留意し、配管、機器の腐食などに十分配慮した施設とする。

４）公共水域及び周辺環境への影響防止を図る。

５）メンテナンス車の動線を確保する。

６）保守点検時、設備の運転上支障がない。

７）美観への配慮を図る。

８）本施設は、原則、**添付図面２**に示す斜線部の範囲に納まるように計画する。ただし、高圧受電盤等の屋外設備はこの範囲に含まない。

９）場外から本施設への搬入車両、本施設から埋立地への搬出車両や処理汚泥の搬出車両等の動線に配慮する。

5-2　運転管理

本施設の運転管理は、安定性、安全性を考慮しつつ各工程を能率化し、人員及び経費の節減を図るものとする。

又、運転管理にあたって、本施設全体のフローの制御及び監視が可能になるよう配慮する。

5-3　安全衛生管理

本施設の設計にあたっては、労働安全衛生法、消防法等の関係法令を遵守しなければならない。さらに、運転管理における安全の確保を図るために、ゆとりあるスペース、作業の容易性に留意するほか、良好な作業環境、換気、騒音・振動防止、必要な照度の確保など機能上及び保守点検上支障のないよう計画する。

又、機器等の回転部分、振動部分、運転部分、並びに突起部分等については、日常作業に危険のないように配慮する。

5-4　設備概要

設備は、原則として建物内に設置し、できるだけコンパクトになるよう配慮する。又、各設備は耐腐食性に優れたものとする。

１）流入・調整設備

流入する浸出水の水量及び水質の変動を緩和し、安定した処理を行えるものであること。流量調整は浸出水調整槽で行うものとし、槽内の浸出水の腐敗を防ぐため、曝気装置又は撹拌装置を効率的に設ける。

２）前凝集沈殿処理設備

浸出水の Ca を安定して除去できるものとする。

３）生物処理設備

浸出水に含まれる有機分を安定して処理できるものとする。

４）凝集沈殿処理設備又は凝集膜分離設備

浸出水を凝集剤等の添加により、安定して処理できるものとする。

５）高度処理設備

浸出水の COD、SS、重金属類を安定して処理できるものとする。

６）脱塩処理設備

前段までの処理水を脱塩処理できるものとする。

７）消毒・処理水貯留設備

塩素滅菌処理により処理水中の残留塩素を処理し、処理水の水質悪化を防ぐことができるものとする。又、処理水槽から埋立地散水設備まで処理水を移送できるものとする。

８）汚泥処理設備

処理過程から排出される汚泥を脱水できるもので、脱水汚泥を衛生的に搬出できるものとする。

９）濃縮液処理設備

処理過程から排出される汚泥及び濃縮液を蒸発固化できるもので、蒸発固化物を衛生的に搬出できるものとする。又、分離排水は水処理工程備へ影響を及ぼさない水質で流入・調整設備へ移送するものとする。

10）薬品注入設備

各種必要な薬品類を定量的に供給できるものとする。薬品貯槽の貯留日数は原則として 10 日以上とする。

11）前処理施設

埋立廃棄物を埋立て前に洗浄することができるものとする。

12）取水設備

散水等に用いるプラント用水は、本体工事で設置される調整池取水ピット（別途工事）の雨水を浸出水処理施設へ導水する。

又、管理棟のシャワー水等に用いる生活用水については、地下水取水ピット（別途工事）の地下水を本施設において必要となる処理等を行い、管理棟工事で設置される受水槽へ導水する。各ピットのポンプや受水槽等の機器及びそれらに係る計装設備を設計し、整備するものとする。ピット及び配管ルートは**添付図面 2**を参照のこと。

なお、プラント用水を安定的に確保するため、生活用水貯留槽からプラント用水貯留槽へ送水可能なようにする。さらに、上記取水源からの給水量が本施設、

最終処分場及び管理棟で使用する水量と比べ、不足するおそれがある場合は、本工事において取水井戸を設置し、不足する水量を確保する。

13）管理設備

本施設管理室に監視操作盤を設け、各設備の運転状況（成分の状態把握等）、作動状況、警報等必要とされる重要項目の状態を監視するほか、各設備の集中運転管理が行えるものとする。又、主要な運転データの蓄積、集計、保存等を行うため、施設運転の監視及びデータ処理を行えるようにする。

又、前処理工程後に埋立てする廃棄物量を計量、記録及び集計するための計量設備を洗浄ごみ貯留ホッパに設けるものとする。

なお、別途工事である管理棟内事務室へモニターを設置し、本施設の監視が管理棟内でも行えるようにする。

６．立地条件

6-1　地形、土質等

１）地形

添付図面１位置図、**添付図面２**全体計画平面図（案）を参照のこと。

２）土質

関係資料平成２２年度環新補第１－４号津市新最終処分場等施設整備に係る地質調査業務委託成果品を参照のこと。

３）計画高

本体工事からの敷地引き渡し時の計画地盤高について、敷地の埋立地側は 353ｍであり、東側は 357.85ｍとなる。ただし、地盤高 353ｍまでの盛土は地耐力 150kN/m^2 を確保する予定である。

なお、本施設と１期貯留ピットの間の 357.85ｍの埋戻しは本工事で行う。又、本工事で地盤の掘削を行った場合は、その埋戻しは本工事で行う。埋戻し土については、現場発生土を利用できる予定である。

6-2　法規制状況等

１）都市計画法	都市計画区域外
２）自然公園法	県立自然公園（普通地域）
３）森 林 法	森林計画区に係る民有林
４）防火地域	指定なし

6-3　建設地の状況

現在、施工中の本体工事により、本工事敷地範囲の土地造成は平成２７年３月末までに完成予定である。よって、本施設の現場着手時期は平成２７年４月からとなる。なお、本体工事の工期は平成２８年２月２０日までであるので、相互の工程調整等を綿密に図り、十分な配慮を持って施工する。なお、本体工事では貯留ピット１槽分（１期工事）を施工し、その後、別途工事にて２槽目（２期工事）を施工する予定である。

本工事の施工にあたっては、本市が実施している環境影響評価書の内容を十分に理解し、施工上必要な措置を講じる。主な環境保全措置を表７に示す。

環境影響評価書の詳細な内容については、**関係資料**津市新最終処分場等施設整備に係る環境影響評価書を参照のこと。

なお、工事車両の走行ルートは、図 1 に示す北ルート（主要地方道松阪青山線～主要地方道一志美杉線～市道多気下之川線～工事箇所）と、南ルート（一般国道 368 号～主要地方道嬉野美杉線～主要地方道一志美杉線～市道多気下之川線～工事箇所）がある。

表 7　主な環境保全措置

分　類	項　目	環境保全措置
大気質	建設機械からの排出ガス	排出ガス対策型の建設機械の採用
	工事用車両からの排出ガス	工事用車両運行時期の分散
		工事用車両の運行方法の指導
	工事車両による粉じん	必要に応じて足洗い場を設けるとともに、道路に落下した土砂については清掃員が散水し除去する
	工事箇所からの降下はいじん	造成区域では必要に応じて散水する
		強風時には土工作業を中止し、散水を行って飛散防止に努める
	関係車両からの排出ガス	関係車両の運行方法の指導
騒音	建設重機移動による騒音影響	低騒音型建設機械の採用
		作業方法の改善
	発破作業による騒音影響	装薬量の低減
	工事用車両の走行による騒音影響	工事用車両運行時期の分散
		工事用車両の運行方法の指導
	その他	必要に応じて防音壁等を設置し、周辺民家への到達騒音レベルの低減を図る
振動	建設重機の稼働による振動影響	低振動型建設機械の採用
		作業方法の改善
	発破作業による振動影響	装薬量の低減
	工事用車両の走行による振動影響	工事用車両運行時期の分散
		工事用車両の運行方法の指導
低周波空気振動	発破作業による低周波空気振動影響	装薬量の低減
水質（地下水の水質を除く）	コンクリート打設工事及び地盤改良によるアルカリ排水の影響	排水処理施設での中和処理
		コンクリート打設面のシートによる被覆
		コンクリートミキサー車は対象事業実施区域外で洗浄する
		水質調査を実施する(pH)
	土地の造成及び工事用道路等の建設に伴う濁水の影響	仮設沈砂池の設置
		切土・盛土法面における速やかな緑化
		工事区域外周に土のう等を設置して、濁水の流出を防止する
		土砂流出防止柵の設置
		防災用シートによる法面保護
		工事施工中には、特に降雨時に巡回パトロールを実施し、仮設沈砂池、調整池の維持管理や土砂浚渫を適宜実施する
地下水の水質及び水位	土地の造成工事による降雨時の濁水の影響及びコンクリート打設工事及び地盤改良によるアルカリ排水の影響	排水処理施設での中和処理
		コンクリート打設面のシートによる被覆
		コンクリートミキサー車は対象事業実施区域外で洗浄
		仮設沈砂池の設置
		切土・盛土法面における速やかな緑化
		工事区域外周に土のう等を設置して、濁水の流出を防止する
		土砂流出防止柵の設置
		防災用シートによる法面保護
地形及び地質	土地の造成に伴って出現する切土法面、盛土法面の安定性	切土、盛土において速やかに浮土等を転圧し表面を保護する
		現場での土質試験を十分に行なう
		切土法面及び盛土法面の造成後速やかに法面植栽を実施し法面保護を行なう
	球状花崗岩	対応マニュアル作成・配布及び連絡対策確立
陸生動物、陸生植物、水生生物		沈砂池、土砂流出防止柵、柵板、フトンかご等の設置
		低騒音・低振動型機械の使用
		工事関係者への環境保全の啓発
		夜間照明は設置しない
人と自然との触れ合いの活動の場		工事用車両の運転者には、安全運転講習を行うとともに、ハイキングコースとの交差箇所・注意点を教育する

図　1　工事用車両走行ルート

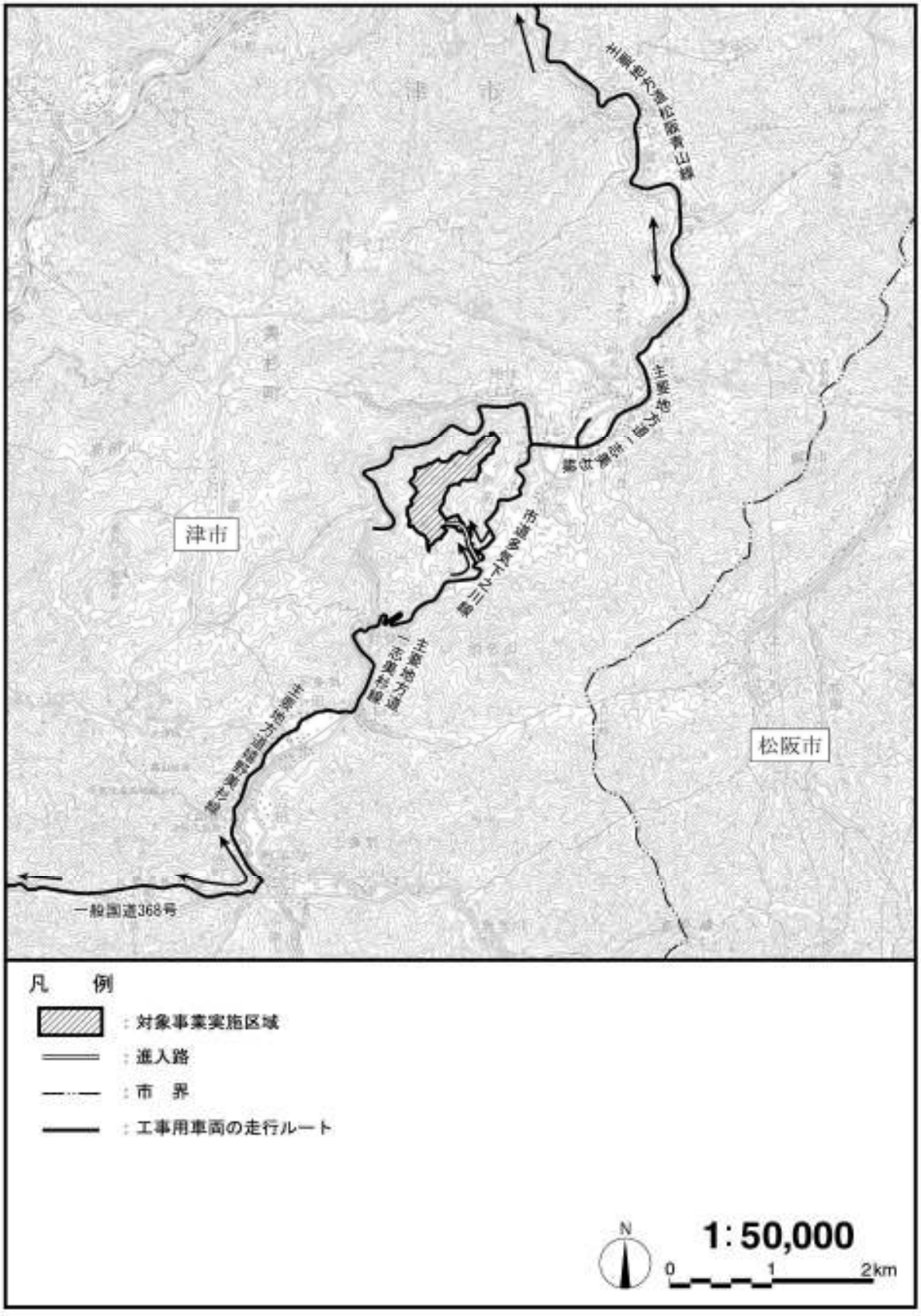

6-4　敷地周辺設備

ユーティリティーの設計にあたっては、本体工事及び管理棟工事受注者と十分な協議を行い、施設を運転・管理する上で不具合が発生しないよう配慮する。

１）電力　　受電電圧 6.6kV（予定）電力の引込みは、電力会社により本施設付近まで行う予定である。電力の引込みにあたっては、電力会社と協議の上、効率よく引込むこと（電線管の敷設については、原則、埋設とし、ただし、ケーブル類の配線工事はすべて本工事で結線すること。**添付図面２**の範囲を予定する）。

２）用水　　取水設備から受水し、浸出処理施設（プラント用水 3.1m³/日）及び管理棟（生活用水 0.6m³/日）へ補給する（ただし、プラント用水については、設計を行った結果、水量が不足すると想定される場合は、設計で必要となる水量を確保すること）。いずれも計画取水量の 5 日分を本施設内で貯留する。なお、地下水ピットからの補給水は、沈砂やろ過等の必要な処理を施し、シャワー水等として使用できるようにする。

３）浸出水送水管　　１期貯留ピット及び２期貯留ピットの浸出水ピットの浸出水を浸出水処理施設へ導水するため、集水ピットに設置するポンプ以降を工事範囲とする。なお、２期貯留ピットの浸出水送水管は施工可能な部分の配管を敷設する。

４）処理水移送管　　本体工事で設置する散水設備に散水用水を供するため**添付図面２**に示す箇所までの配管を敷設する。本体工事で敷設する配管は被覆施設建屋外壁から１ｍ程度の位置で栓止めされる。なお、散水用ポンプには給水管に準ずる圧力以上を確保できるものを選定する。

５）生活排水　　本施設及び管理棟等からの屎尿及び雑排水については、管理棟工事で設置される浄化槽で処理する。浄化槽の処理水は、すべての便所の洗浄水として再利用する計画としているが、シャワー等の雑排水も浄化槽の処理対象である。このことから、便所の洗浄水として循環利用する水量より浄化槽へ流入する水量が多くなるため、消毒・貯留槽が満水になりオーバーフロー水が発生することとなる。そのため、本工事において、このオーバーフロー

水（0.1m³/日）を浄化槽の消毒・貯留槽から前処理・浸出水処理施設内の調整槽に排水し、本施設で処理を行うこととなる。図２に浄化槽処理フローを示す。

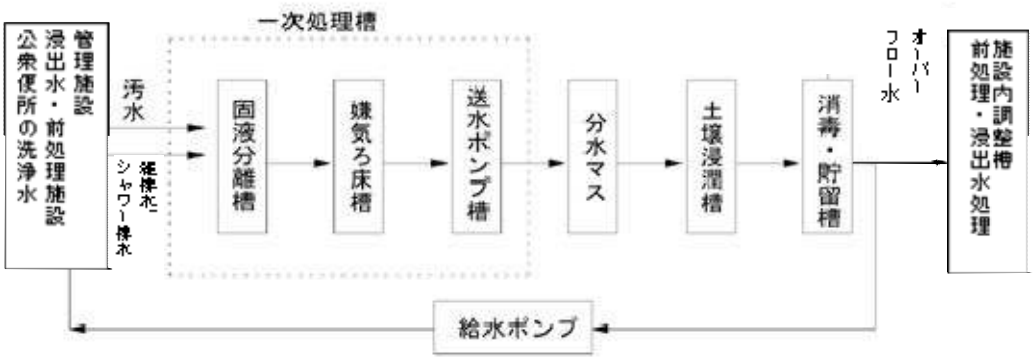

６）電話等　　本施設に電話、FAX（2 回線）及びインターネット回線を引込めるように先行配管等の配慮すること。

6-5 気象

１）気象観測地点　　：粥見観測所
２）測定期間　　：平成１５年から平成２４年の１０年間
３）外気温　　：最高 37.3℃　　最低-6.9℃
４）最大降雨量　　：498mm/日
５）本施設の地盤高　　：358.0m

第３節　設計施工方針

１．適用範囲

１）本仕様書は、本施設の基本となる内容について定めるものであり、採用する設備、装置及び機器類は、必要な能力と規模を有し、かつ管理経費の節減を十分考慮したものでなければならない。又、本仕様書に明記されていない事項であっても、本施設の目的達成のために必要な設備、又は、工事施工上当然必要と思われるものについては、原則として受注者の責任において完備しなければならない。ただし、本市及び受注者とも事前に予知できない事項については除くものとする。

２）特許及び実用新案等工業所有権に抵触するものについては、受注者の責任において処理する。なお、本工事に関連して工業所有権等の出願を行う場合は、あらかじめ監督員と協議する。

２．疑義

受注者は、本仕様書に不備や疑義の生じた場合は、本市と十分協議の上、遺漏のないよう設計又は工事を行うものとする。

３．変更

１）見積設計図書については、原則として変更は認めないものとする。ただし、本市の指示及び本市の承諾等を得て変更する場合はこのかぎりでない。

２）実施設計は、見積設計図書及び本仕様書に基づいて行う。ただし、見積設計図書の内容で、本仕様書に適合しない箇所が発見された場合は、本仕様書に示された性能等を下まわらない限度において、本市との協議により変更できるものとする。

３）実施設計完了後に、不適合な箇所が発見された場合には、受注者の責任において変更を行うものとする。

４）その他、本施設の建設にあたって変更の必要が生じた場合は、本市の定める契約事項によるものとする。

４．材料及び機器

4-1　工事用材料及び機器

使用材料及び機器は、それぞれの用途に適合する欠点のない製品で、かつすべて新品とし、日本工業規格(JIS)、電気規格調査会規格(JEC)、日本電気工業標準(JEM)、電気技術委員会標準規格(JCB)等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。

又、製品のメーカーは極力統一し、使用機材については、あらかじめ試験成績証明書、性能試験成績根拠資料、製品証明書及び見本品等を提出し、監督員の承諾を得る。

4-2　材料及び機器の製作

材料及び機器の製作については、あらかじめ製作図等を作成し、監督員の承諾を得ること。

５．検査及び試験

本工事に使用する主要機器・材料の検査及び試験は下記により行う。

5-1　立会検査及び試験

指定主要機器・材料の検査等は、原則として監督員もしくは本市が指定する者の立会のもとで行うものとする。ただし、監督員が特に認めた場合には、受注者が提示する検査(試験)成績証明書をもってこれに代えることができる。

5-2　検査及び試験の方法

検査及び試験は、あらかじめ監督員の承諾を得た検査(試験)要領書に基づいて行う。

5-3　検査及び試験の省略

公的又はこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機材については、検査及び試験を省略することができる。

5-4　経費の負担

工事に係わる検査及び試験の手続きは受注者が行い、これらに要する経費は受注者の負担とする。

第４節　試運転及び運転指導

１．試運転

１）本仕様書でいう試運転とは、本施設内に設置する機器等の据付、配管工事、電気計装工事等が完了した後に行うもので、原則、清水（浸出水又は洗浄排水がある場合はこれによる）による実負荷運転とする。手動で各機器の回転方向の確認、据付状況、電流値等を含めた種々の運転状況の確認、又、一連のプラントを一定期間運転し、プラント全体が一貫して支障なく運転されることを確認するものである。

２）試運転は工事期間内に行うものとし、その期間は 7 日間とする。

３）試運転の費用は、受注者の負担とする。

４）試運転の実施要領書は、現場の状況等を勘案の上、本市とあらかじめ協議を行い作成する。試運転は、本市の承諾を得た実施要領書に基づき行うものとする。

５）受注者は、試運転期間中の運転日誌を作成し提出する。

６）この期間に行われる調整及び点検には原則として本市の立会を要し、補修が必要となる箇所及び不具合等については、補修着手前にその原因及び補修方法等を記載した補修実施要領書を本市に提出し、承諾を得ること。

２．運転指導

１）受注者は、本施設に配置される職員に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転、管理及び取扱いについて、教育指導計画書に基づき、施設の運転・維持管理に必要な教育と指導を行う。なお、教育指導計画書及び運転操作マニュアル等はあらかじめ受注者が作成し、本市の承諾を受けるものとする。

２）運転指導期間は、試運転期間内に行うことを原則とするが、この期間以外であっても教育指導を行う必要が生じた場合、又は、教育指導を行うことでより効果が上がると判断される場合には、本市と受注者の協議の上実施することができる。

３）本市職員等に対する運転指導にかかる費用は、受注者の負担とする。なお、運転指導期間の日数は７日間程度とする。

第５節　引渡し

工事竣工後、本施設を引渡すものとする。

工事竣工とは、第１章 第７節に記載された工事範囲の工事をすべて完了し、同第４節試運転を終了し、第６節３の性能試験を完了し、本市の合格確認が得られた時点とする。ただし、性能試験の一部において供用開始前に確認を行うことが不適当と判断されるものについては、別途性能試験の実施日を協議し定め、本市及び受注者の間で覚書を作成した上で引渡しするものとする。

第６節　保　証

１．保証期間

本施設の保証期間は、引渡し後３年間とする。

なお、保証期間中に生じた構造上の欠陥、破損及び故障等は受注者の負担にて速やかに補修、改造もしくは取替えを行わなければならない。ただし、本市の誤操作、天災などの不測の事故に起因する場合はこのかぎりではない。

設計責任、性能責任発注であるので、保証期間中に当初納品した消耗部品等（交付金対象外）に不足が生じたときは、受注者が責任をもって負担する。

又、保証期間後の通常運転における消耗品並びにそれらの交換・点検作業については、本市の負担とする。

引渡し後の保証期間中、施設及び設備全般について本市の立会いの上、年１回（保証期間中に３回）の総合的な点検（交付金対象外）を実施する。点検の結果、工事不良又はこれに準ずる理由により生じたと認められる損傷等は、本市の指示により受注者の責任において補修、改造もしくは取替えを実施する。

２．性能保証事項

１）処理能力　　浸出水処理施設 38.0m³/日

前処理施設　　31.3 t/日（破砕不燃残渣）31.3 m³/日（洗浄水）

２）前処理施設性能

槽内での滞留時間（浸漬時間）を１時間以上とし、浸漬洗浄完了後に槽内を攪拌し洗浄効果を高める機構とする。ただし、本市が事前に実施した洗浄試験結果と同等以上の性能が担保できれば、他の方法でも可とする。

なお、洗浄排水中に含まれる微細なごみ（直径 75μm 以上程度）や浮遊ごみ、土砂類等が分離できる機構とする。

３）処理水の水質

第２節３．3-1 に指定された水質以下とする。

４）騒音・振動及び悪臭

第２節３．3-2、3-3、3-4 に指定された基準値以下とする。

５）緊急作動試験

非常停電、機器故障など本施設の運転時に想定される重大事象について緊急作動試験を行い、本施設の機能の安定性を確認する。

３．性能試験

3-1　責任施工

本施設の処理能力及び性能は、すべて受注者の責任により発揮させなければならない。

3-2　性能試験

性能試験は、本市の立会のもとに２．性能保証事項について実施する。

原則、本施設の引渡しまでに性能試験を行うものとするが、原水が著しく計画処理水質並びに水量と異なる場合及び、直ちに性能試験の実施ができない場合には、本市と協議の上、保証期間内の最適な時期に性能試験を行うものとする。

3-3　性能試験条件

引渡性能試験は、次の条件で行うものとする。

１）性能試験における本施設の始動から停止にいたる運転、機器調整、試料の採取、計測、分析、記録、その他の事項については、本市の立会のもと受注者が実施するものとする。

２）引渡性能試験では、定格処理能力の確認試験により合否を決定する。性能確認項目及び分析項目等の詳細については、協議によって決定する。

３）引渡性能試験は、本仕様書に定める前処理洗浄排水及び最終処分場浸出水により実施する。

3-4　性能試験方法

受注者は、試験項目及び試験条件にしたがって試験の内容、運転計画などを明記した試験要領書を作成し、本市の承諾を受ける。又、性能試験事項の試験方法は、それぞれの項目ごとに関係法令及び規格などに準拠し行うものとする。ただし、該当する試験方法がない場合は、もっとも適切な試験方法で本市の承諾を得て実施する。

3-5　性能試験とその期間

受注者は、原則として性能試験で行う試料の採取、計測、分析等は公的検査機関若しくは、これに準ずる第三者機関で行うものとする。又、性能試験は少なくとも連続３日間以上実施して、その結果が確認・立証できるものを提出する。

3-6　経費分担

性能試験運転中の必要経費は、すべて受注者の負担とする。

第７節　工事範囲

本仕様書で定める工事の範囲は、次のとおりとする。

１．機械設備工事

１）流入調整設備（浸出水ピットに設ける取水ポンプ以降）
２）前凝集沈殿処理設備
３）生物処理設備
４）凝集沈殿処理設備又は凝集膜処理設備
５）高度処理設備
６）脱塩処理設備
７）消毒・処理水貯留設備
８）汚泥処理設備
９）濃縮液処理設備
10）薬品注入設備
11）前処理施設（廃棄物洗浄設備）
12）取水設備
13）管理設備

２．配管設備工事

以下の配管工事については、１）を除き原則として埋設とする。

１）浸出水処理施設配管工事

２）浸出水送水管工事(浸出水ピット内の浸出水取水ポンプ及び浸出水取水ポンプから浸出水処理施設内槽までの配管、ポンプ、弁及び計器類等を含む。なお、２期貯留ピットは未完成となるため、施工可能な部分の配管を敷設する。

３）用水送水管工事（**添付図面２**に示す工事範囲において、各取水ピットから各貯留槽及び受水槽（生活用水及びプラント用水）までの配管、ポンプ、槽、弁及び計器類等を含む。ただし、受水槽及びそれ以降の配管については別途工事）

４）処理水移送管工事(**添付図面２**に示す工事範囲において、浸出水処理施設処理水槽から前処理施設洗浄用水槽までの配管、ポンプ、弁及び計器類等を含む)

５）浄水移送管工事(**添付図面２**に示す工事範囲において、浄化槽消毒・貯留槽から浸出水処理施設調整槽（オーバーフロー水)、浄化槽消毒・貯留槽から本施設便所（再利用水）の配管等を含む)

３．電気・計装設備工事

１）電気設備（引込設備）

電力会社により本施設付近までの受電を行う予定である。電力を引込むにあたっては、電力会社と協議の上、最終処分場の全体計画等を考慮して効率よく引込むものとする。又、電力引込みに併せて、本施設に引込む電話、インターネットについても、効率的に引込むことができるよう配慮する。なお又、埋立地及び管理棟(共に別途工事)等において必要な電力（約 350kw）も本設備で受電するものとする。

２）受電設備

３）変電設備

４）動力設備

５）電灯・コンセント設備

６）弱電設備（電話交換機、LAN、放送、TV）

７）自動火災報知機

８）計装設備

４．土木・建築工事

１）仮設工事

２）土工事

３）基礎工事

４）水槽躯体工事

５）建築工事

６）建築付帯設備工事

(1)給排水(衛生)設備

(2)空調設備

(3)消防用設備

７）その他（場内整備工事等）

５．その他

１）施工時に必要な測量及び地質調査

２）設計概要説明用資料

３）試運転及び運転指導

４）性能運転

５）機器選定に係る算出根拠資料

６）説明用パンフレット（竣工時の内容で 1,000 部）及び施設説明用 DVD（本体工事、管理棟工事含む)、説明用調度品

７）前処理・浸出水処理フローシートパネル（幅[1.2]×高さ[1.5m]程度）

８）予備品及び消耗品

９）管理用具、工具類、安全用具設備

10）関係法令に基づく、諸手続き

なお、６）～９）にかかる費用については、すべて交付金対象外とする。

６．工事範囲外

１）搬入道路工事

２）敷地造成工事

３）場内道路工事

４）散水設備工事(散水用水配管：取合点以降埋立地側)

５）屋外便所に係る給水配管及び雑排水配管敷設工事

６）浄化槽設置工事（浄化槽消毒・貯留槽から管理棟及び屋外便所までの処理水配管等を含む)（オーバーフロー水配管、浄化槽消毒・貯留槽から本施設便所までの配管は除く）

７）屋外消火栓（配管取合点以降）

８）モニタリング井戸工事

９）４．７）を除く場内整備工事（舗装、駐車場、修景用植栽、フェンス）

第８節　提出図書

１．実施設計図書

１）総則

受注者は、契約後ただちに実施設計に着手するものとする。

実施設計図書は、前処理施設・浸出水処理施設建設工事の施工に必要な内容のすべてを含むものである。すなわち、本施設に係るプラント設備工事（機械・配管・電気計装工事)、土木・建築工事、その他等、「第 1 章、第 7 節　工事範囲」に示すすべての工事範囲が対象となる。

受注者は、本市と協議の上実施設計作業計画書を作成し、実施設計の成果として２）から９）に示す設計図書を各〔３〕部及び電子データ１式を提出する。

２）実施設計作業計画書

受注者は、契約後、ただちに実施設計作業計画書を作成し、本市の承諾を受けるものとする。なお、作業計画書に記載すべき内容は、設計概要、実施方針、作業工程、作業組織体制、使用する主な図書及び法令、基準、指針、設計図書の内容（設計図書リスト含む）及び提出部数、連絡体制等とする。

３）構造設計及び設備設計

(1) 土木・建築関係

・構造計算書　・基礎計算書　・槽容量計算書　・仮設計算書

・その他計算書

(2) 機械関係

・設備容量計算書（設計基準参考資料含む）

・各機器能力計算書（選定機器資料含む）

・配管口径計算書　・薬品等使用量計算書　・防液堤計算書　・機器リスト

・主要機器重量表及び建築荷重設定表　・機器搬出入計画書　・機械基礎計算書

・その他計算書

(3) 電気計装関係

・設備容量計算書　・ケーブルサイズ等選定書　・照度計算書（CEL/L 計算書）

・機器搬出入計画書　・主要機器重量表及び建築荷重設定表

・運転操作方法方案　・機械基礎計算書

・その他計算書

(4)その他

・洗浄効果を実証する試験結果（本市が考える洗浄方法と異なる洗浄方法を採用する場合）

４）設計図面

(1) 土木・建築関係

・処理水槽設計図（平面図、断面図、構造図、配筋図等）

・建築意匠設計図 ・建築構造設計図 ・建築電気設備設計図

・建築機械設備（換気、給排水）設計図 ・仮設図

(2) 機械関係

・フローシート ・水位高低図 ・機械設備平面図、断面図 ・機器仕様表

・機器配置図 ・主要機器構造図、組立図 ・機械基礎図 ・P&ID 系統図

・全体配管経路図 ・配管図（部分詳細図含む）

・ホイストレール及び吊り下げ用フック配置図

(3) 電気・計装関係

・引込電柱図 ・受変電設備図 ・単線結線図 ・計装フローシート

・電気設備平面図、断面図 ・盤外形図 ・配管、配線設備図

(4) 外構関係

・外構図 ・雨水排水平面図 ・雨水排水構造図

(5) その他

・その他必要な図面

５）数量計算書

本工事の工種ごとに数量計算を行うものとする。

６）工事設計書（内訳書）

本工事に係る工事設計書を作成する。設計書作成にあたっての積算基準は、本市と協議の上決定するものとする。

７）特記仕様書

発注仕様書の〔　　〕、その他必要事項等を記入した設備仕様書を作成する。

８）関係法令手続き

本施設の計画通知は、被覆施設（埋立地）及び管理棟が確認済であるため計画変更を行う。又、設置届についても変更手続きを行う。

その他、関係官庁等への許可申請、報告、変更の届出、協議等の必要がある場合には、必要となる書類を作成するものとする。

９）その他

・工事工程表 ・主要機器メーカーリスト（原則 3 社以上） ・防食計画書

・設計及び施工区分表 ・予備品、消耗品及び工具類リスト

・プラント機器色見本 ・実施設計図縮小版（部数は別途指示）

・その他指示する図書

２．施工申請図書

受注者は実施設計に基づき工事を行うものとする。工事施工に際しては、事前に施工申請図書を提出し、本市の承諾を得てから着手するものとする。

工事着工前に、体制表、工程表、材料・仕様、品質管理、安全管理、写真管理、検査・試験計画等を記載した施工計画書を本市に提出するものとする。又、施工申請図書は、以下を各 3 部（返却用 1 部含む）提出するものとする。

１）施工計画書（総合、工種別）
２）機器詳細図（構造図、断面図、組立図、主要部品図、付属品図）
３）施工図（土木・建築、機械設備、配管設備、電気・計装設備、その他）
４）施工要領書（搬入要領書、据付要領書を含む）
５）検査要領書
６）計算書、検討書、報告書
７）各種許認可申請書，届出書類
８）その他必要な図書

３．完成図書

受注者は、工事竣工時に完成図書として次のものを提出する。なお、完成図書の作成にあたり、事前に本市と協議するものとし、工事竣工時に提出できない図書については、事前に本市の承諾を得るものとする。

１）竣工図（製本）	3 部
２）最終設備仕様書	3 部
３）取扱説明書	3 部
４）試運転報告書	2 部
５）性能試験報告書	2 部
６）単体機器試験成績書	2 部
７）工事写真	2 部
８）工事日報、工事月報、実施工程表	各 2 部
９）協議・承諾書類	2 部
10）出来形管理図	2 部
11）資材搬入調書	2 部
12）機器台帳	2 部
13）打合せ議事録	2 部
14）完成写真	2 部
15）上記電子データ	2 式
16）その他指示する図書	2 式

第９節　その他

１．関係法令等の遵守

本施設の設計・施工にあたっては、以下に示す関係法令、基準及び規格等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用については受注者の責任において行われなければならない。

１）廃棄物の処理及び清掃に関する法律
２）廃棄物最終処分場性能指針
３）廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領
４）一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令(基準省令)
５）環境基本法
６）水質汚濁防止法
７）大気汚染防止法
８）悪臭防止法
９）騒音規制法
10）振動規制法
11）三重県環境影響評価条例
12）三重県生活環境の保全に関する条例
13）日本工業規格(JIS)
14）電気規格調査会標準規格(JEC)
15）日本電気工業会標準規格(JEM)
16）日本電線工業会標準規格(JCS)
17）日本照明器具工業会標準規格(JIL)
18）電気技術委員会標準規格(JCB)
19）電気用品安全法
20）電気設備に関する技術基準を定める省令
21）内線規定
22）電力会社供給約款及び同取扱い細則
23）電気事業法
24）建設業法
25）建築基準法
26）消防法
27）下水道法
28）日本下水道事業団「各設備標準仕様書、各工事施工指針」
29）日本建築学会建築工事標準仕様書

30）国土交通大臣官房官庁営繕部監修「標準仕様書各工事編、各工事監理指針」
31）国土交通大臣官房官庁営繕部「官庁施設の総合耐震計画基準及同解説」
32）土木学会コンクリート標準示方書
33）労働基準法
34）労働安全衛生法
35）作業環境測定法
36）道路交通法
37）河川法
38）砂防法
39）森林法
40）その他諸法令、規格等に関する諸条件

２．許認可申請

工事内容により関係官庁への認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、受注者が必要となる図書の作成及び手続きを行い、必要となる経費は受注者の負担によるものとする。

又、計画通知に関しては、被覆施設（埋立地）及び管理棟が確認済であるため、計画変更を行う。これらに要する経費は申請手数料を含めすべて受注者の負担とする。

３．施工

本工事施工に際しては、次の事項を遵守する。

3-1　仮設工事等

１）工事上必要な資材置場、作業員詰所、監督員詰所、工事用道路、工事用給排水・電気設備、資材供給プラント等については、あらかじめ施工計画書に記述の上、本市の承諾を得る。
２）受注者は、工事中、公衆に迷惑を及ぼす行為(公害の発生や付近の地権者との紛争を起こすような行為)のないよう十分な措置を講ずる。
３）工事現場の周辺又は工事の状況により仮囲い、足場等を設け安全作業管理に努める。又、整理整頓を励行し、火災、盗難などの事故防止に努める。
４）敷地周辺の交通量、交通規制、仮設配線、他工事の工程等を十分考慮し、機械、資材等の搬入、搬出口を検討するとともに、必要に応じて交通整理員を配置するなど、交通の危険防止に対処する。
５）電気、水道、電話等の仮設は、他工事及び本施設との関係を十分考慮して設置する。

3-2　他工事との関連

本体工事と管理棟建設工事（発注予定）との輻輳が生じるため、お互い協調の精神に基づき協力し合い、事前に打合せを行うなど工事を円滑に遂行する。特に、配管工事や電気・計装工事、埋戻しの時期等については、本体工事、管理棟工事の施工業者と綿密な調整を行いながら工事を進めるものとする。

又

3-3　労務災害の防止

工事中の危険防止対策を十分に行い、又、作業員への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないように努める。

3-4　復旧

他の設備、既存物件等の損傷、周辺環境への汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は受注者の負担で速やかに復旧する。

3-5　濁水及び汚水対策について

工事期間中に、濁水及び汚水が発生する場合は、その処置方法を十分に検討し、監督員と協議・承諾を得てから対策を講じる。

3-6　建設工事資材等について

本工事に使用する資材、技能(労力)等は、地元で産出、生産又は製造される資材等(地元で産出、生産、製造されない場合は、地元の業者が販売する資材等を含む)及び地元業者で施工できる技能(労力)等で規格品質、価格、技能等が適正である場合は、これを優先して使用する。

木材を使用する場合は、津市公共建築物等木材利用方針に準拠する。

3-7　設計・施工監理

本市は、本工事に対する技術的な監理を行うことを目的に設計・施工監理業務を委託する予定である。受注者は、設計・施工監理業務の受注者に協力するとともに、本市の指示に従うものととする。又、設計・施工監理業務の受注者が現場で作業を行うためのスペース（作業室）を準備する。

3-8　工事打合せ

本工事を円滑に進めるため、定期的に監督員等の出席のもとに工事打合せを行うものとする。このときの打合せ事項については、受注者が議事録を作成し、速やか

に本市に提出する。又、別途工事との工程調整等を行うため、合同打合せを定期的に行うものとする。

なお、受注者は本工事に係る工事打合せ用のスペース及び工事監督員用の作業ペース（作業室）を準備する。

４．予備品、消耗品及び工具等

受注者は、施設引渡し前までに以下に示す予備品、消耗部品及び工具等を納入するものとする。なお、下記１）項については、あらかじめ納入品のリストを作成し本市に提出する。

１）施設引渡し後３年間に交換又は補充を必要とする予備品及び記録紙等の消耗品

２）施設へ納入する機器の特殊分解工具類

３）その他、工具、備品等

(1)標準工具類

(2)電気設備用備品類

(3)安全用具

(4)計測器

(5)その他

第２章　計画に関する基本的事項

第１節　計画処理量

前処理施設	31.3 t/日（破砕不燃残渣）31.3 m^3/日（洗浄水）
浸出水処理施設	38.0 m^3/日
浸出水調整設備	270 m^3

第２節　計画流入水質・処理水質

計画流入水質を下表に示す。

表 8　計画流入水質

項　　目	計画流入水質
水素イオン濃度(pH)	6～10
生物化学的酸素要求量(BOD)	1,000 mg/Ｌ
化学的酸素要求量(COD)	1,000 mg/Ｌ
浮遊物質量(SS)	600 mg/Ｌ
窒素含有量(T-N)	100 mg/Ｌ
塩素イオン	800 mg/Ｌ
カルシウム	250 mg/L
鉛	1 mg/Ｌ
水銀	0.1 mg/Ｌ

第３節　処理水質

処理水質を下表に示す。

表 9　処理水質

項　　目	計画処理水質
水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	10 mg/L 以下
化学的酸素要求量(COD)	10 mg/L 以下
浮遊物質量(SS)	10 mg/L 以下
窒素含有量(T-N)	10 mg/L 以下
塩素イオン	200 mg/L 以下
カルシウム	100 mg/L 以下
その他	最終処分場の基準省令に定める排水基準値以下

第４節　処理方式

１．前処理施設

受入→洗浄→固液分離→埋立地へ搬出

※洗浄排水は浸出水処理施設へ移送し処理する。

２．浸出水処理施設

① 浸出水処理方式

流入調整→前凝集沈殿処理→生物処理→凝集沈殿処理又は凝集膜処理
→高度処理→脱塩処理→消毒→再利用(埋立地への散水及び洗浄水)

② 汚泥処理方式

濃縮→貯留→脱水→民間処理施設等

第５節　処理可能時間（最大稼働可能時間）

前処理施設	6 時間/日　5 日/週
水処理設備関係	24 時間/日
汚泥処理設備関係	6 時間/日　5 日/週
濃縮液処理設備関係	〔　　〕

第６節　汚泥又は乾燥固化物の性状

脱水汚泥の含水率	85%以下

第７節　処理系列

前処理施設	2 系列
浸出水処理施設	1 系列

第８節　その他

１）浸出水処理施設は、水量変動及び水質変動を考慮し、処理設備は維持管理上優れた集約型配置とし、高圧受変電盤、重油タンク以外の各機器は、原則、建屋内に収納するものとする。

２）本施設は、維持管理費が安価で、かつ維持管理の容易なものとする。

３）作業性を考慮した機能的な機器の配置及び安全対策を十分考慮する。

第３章　処理設備仕様

第１節　設備共通仕様

１）冬期の凍結対策（配管等）を十分考慮する。

２）材質については耐腐食性を十分考慮する。

３）主要ポンプ類は原則として交互運転が可能なものとする。

４）各水槽は防水工事又は防食工事を行い、薬品が接触する部分については、耐食、耐薬品処理を行うものとする。

５）歩廊・階段・手摺

本施設の各設備には日常運転管理(点検・保守・補修等の作業)を行うための歩廊・階段・点検台等を設けるとともに、点検、機器操作あるいは作業を行う箇所には十分な作業空間を設けるものとする。これらの歩廊・階段等には安全用手摺を設け、極力猿梯子は避けるように十分考慮する。歩廊・階段は、維持管理上必要な幅を確保する。

６）照明・採光

施設内各部は、機器の運転管理に十分な明るさを確保する。又、照明器具は原則としてLEDを使用し、省エネルギーに努める。

７）施設内には各機器、槽類の点検・補修・交換が行えるように、搬入・分解スペース及び吊り下げ設備を設ける。

８）マンホール・点検孔・測定孔

日常の運転管理を容易にするため、点検孔を設けるものとし、落下防止の安全対策として、マンホール蓋にロック付転落防止用梯子等を設けるものとする。又、通常運転のもとで各種計測、分析の必要となる場合、現場で直接計測ができるよう測定孔を要所に設けるとともに、設備、機器の管理、点検、整備、補修作業並びに清掃作業時に便利なように、必要かつ十分な数の点検孔等を設ける。

９）安全カバー

設備機器の中には、各種駆動装置により運転され、継手類が回転往復動を繰返しているものがあるが、これらの部分も含め、運動部分、突起部分には、危険のないよう安全カバーを設置する等、事故の発生がないよう保護対策を十分考慮する。

10）作業環境

施設は、臭気と非衛生な雰囲気の遮断に十分留意し、換気設備などを有効に配置し、適切な作業環境とする。又、施設内は、安全かつ衛生を確保できるものとする。

11）配管

配管については、勾配、保温、防露、防振、伸縮、各種管内損失等を十分考慮する。

12）塗装

塗装は、耐熱、耐薬品性、耐食、配色、耐候性等を十分考慮する。

13）公害防止等

公害防止及び周辺環境に十分配慮した施設とする。

14）停電時等

停電等の非常時に速やかに対処できるものとする。データ保護用電源等を設けるものとする。

15）落雷対策

必要に応じ、避雷針等の落雷対策を施す。

16）配管支持金物

配管支持金物は、管の伸縮、荷重、地震等に耐えられる十分な強度を有するものとし、必要に応じて防振対策を施す。又、管の中だるみがないように、十分配慮すると共に配管の勾配には十分留意する。

17）警報

電話回線等により指定場所へ連絡できる非常通報設備を設置する。なお、警報項目の点数、内容等については、本市と協議の上決定する。

第２節　流入調整設備

埋立地の浸出水ピットから浸出水処理施設まで浸出水を移送する。

１．浸出水ピット（別途工事）

１）形式　　鉄筋コンクリート等

２）有効容量　　５m^3（１槽あたり）

３）数量　　２槽　※本体工事では１槽分の施工となる。

２．浸出水取水ポンプ

浸出水ピット（本体工事では１槽分の施工）に流入した浸出水を沈砂槽まで送水する。浸出水に含まれる砂類も一緒に送水するため材質、揚程等十分考慮する。

１）形式　　[水中汚物汚水ポンプ]

２）能力　　[　　]m^3/分×動力[　　]kw

３）揚程　　[　　]m

４）数量（１槽あたり）　　[　2　]台（内　交互運転用［1］台）

５）材質　インペラ　　[　　]

シャフト　　[　　]

ケーシング　　[　　]

６）口径　　[　　]mmφ

７）操作条件　　[浸出水ピット、調整槽の]水位による ON・OFF 制御（水位計は計装に含むこと）

８）付属品　　（昇降装置)、着脱装置、標準付属品

その他必要なもの一式

３．沈砂槽

浸出水及び前処理で発生する洗浄排水中の砂分等を除去するために設ける。

１）形式　　鉄筋コンクリート水槽

２）有効容量　　[　　]m^3

３）数量　　１槽

４）構造　　[　]%の砂分等の除去を目標とする。

沈砂槽の形状は沈砂を容易に[吸い上げ]可能なものとする。

内面防食被覆

５）付属品　　タラップ、水切槽、その他必要なもの一式

４．排砂ポンプ

沈砂槽の沈砂を[埋立地]へ排出する。

１）形式		[サンドポンプ]
２）能力		[　　]m^3/分×動力[　　]kw
３）揚程		[　　]m
４）数量		[　　]台
５）材質	インペラ	[　　]
	シャフト	[　　]
	ケーシング	[　　]
６）口径		[　　]mmφ
７）操作条件		[手動及びタイマーによる]ON・OFF 制御
８）付属品		（昇降装置)、着脱装置、標準付属品 その他必要なもの一式

５．調整槽

１）形式	鉄筋コンクリート水槽
２）寸法	[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD
３）有効容量	270m^3以上
４）数量	１槽
５）構造	地下式　上部スラブ構造 内面防食被覆
６）付属品	タラップ、マンホール

６．調整槽撹拌ブロワ

１）形式	[ルーツブロワ]
２）能力	[　　]m^3/分×[　　]kPa
３）電動機	[　　]kW
４）数量	[　 2　]台
５）操作条件	制御方法は、風量調整、ばっ気する槽等の選択、省エネ、省力化等に配慮する。
６）材質	[主要部 FC200]
７）付属品	フィルタ、サイレンサ、防振装置、圧力計、風量計、伸縮継手、標準付属品、その他必要なもの一式

７．調整槽撹拌装置

１）形式	［多孔管式（超微細）］
２）能力	管口径［　］mmφ、吐出口径［　］mmφ、管延長［　］m
３）数量	［　　］式
４）材質	散気管　［　　］
	ライザー管［　　］
５）構造	メンテナンスが可能なよう配慮する。
６）付属品	架台、その他必要もの一式

８．原水ポンプ

１）形式		［水中汚水汚物ポンプ］
２）能力		［　　］m^3/分×動力［　　］kw
３）揚程		［　　］m
４）数量		［　2　］台（内　交互運転用［1］台）
５）材質	インペラ	［　　］
	シャフト	［　　］
	ケーシング	［　　］
６）口径		［　　］mmφ
７）操作条件		［調整槽・ろ過原水槽あるいは脱塩原水槽］水位による ON・OFF 制御
		（水位計は計装に含むこと）
８）付属品		標準付属品、その他必要なもの一式

９．汚水計量槽

１）形式	［堰式］
２）寸法	［　　］mW×［　　］mL×［　　］mD
３）有効容量	［　　］m^3
４）数量	１槽
５）構造	［FRP 又は SUS］
６）付属品	オーバーフロー配管、三角堰管
	その他必要なもの一式

第３節　前凝集沈殿処理設備

１．反応槽

１）形式	[鋼板製又は樹脂製]
２）寸法	[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD
３）有効容量	[　　]m^3
４）数量	１槽
５）構造	内面防食被覆
６）付属品	急速撹拌装置[　]mmφ程度、[　]段、[　]rpm、[　]kw pH 計、その他必要なもの一式

２．混和槽

１）形式	[鉄筋コンクリート、鋼板製又は樹脂製]
２）寸法	[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD
３）有効容量	[　　]m^3
４）数量	１槽
５）構造	[耐食性材料又は内面防食被覆]
６）付属品	急速撹拌装置[　]mmφ程度、[　]段、[　]rpm、[　]kw pH 計、その他必要なもの一式

３．凝集槽

１）形式	[鉄筋コンクリート、鋼板製又は樹脂製]
２）寸法	[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD
３）有効容量	[　　]m^3
４）数量	１槽
５）構造	[耐食性材料又は内面防食被覆]
６）付属品	緩速撹拌装置[　]mmφ程度、[　]段、[　]rpm、[　]kw その他必要なもの一式

４．凝集沈殿槽

１）形式	鉄筋コンクリート水槽
２）寸法	[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD
３）有効容量	[　　]m^3
４）数量	１槽

５）構造　　汚泥を有効に集積し、かつ、引き抜くことができるものとする。
内面防食被覆

６）付属品　　汚泥掻寄機[　　]kW、越流トラフ
その他必要なもの一式

５．凝集汚泥引抜ポンプ

１）形式　　[一軸ネジ式ポンプ]

２）能力　　[　　]L/分×[　　]kW

３）数量　　[　2　]台（内　交互運転用［1］台）

４）材質　ケーシング　　[　　]
ローター　　[　　]
ステータ　　[　　]

５）口径　　[　　]mmφ

６）操作条件　　[手動及びタイマーによる自動運転]

７）付属品　　標準付属品、その他必要なもの一式

第４節　生物処理設備

１．pH 調整槽

１）形式	鉄筋コンクリート水槽
２）寸法	[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD
３）有効容量	[　　]m^3
４）数量	１槽
５）構造	内面防食被覆
６）付属品	急速撹拌装置[　]mmφ程度、[　]段、[　]rpm、[　]kw pH 計、その他必要なもの一式

２．BOD 酸化槽

１）形式	鉄筋コンクリート水槽
２）寸法	[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD
３）有効容量	[　　]m^3
４）数量	１槽
５）構造	内面防食被覆
６）付属品	タラップ、マンホール

３．BOD 酸化槽接触材

１）形式	[　　]
２）材質	[合成樹脂]
３）接触材容量	[　　]m^3
４）接触材比表面積	[　70　]m^2/m^3
５）構造	生物膜が付着しやすく、閉塞が生じ難い構造とする。

４．BOD 酸化槽撹拌ブロワ

１）形式	[ルーツブロワ]
２）能力	[　　]m^3/分×[　　]kPa
３）電動機	[　　]kW
４）数量	[　2　]台
５）材質	[主要部 FC200]
６）付属品	フィルタ、サイレンサ、防振装置、圧力計、風量計、 伸縮継手、標準付属品、その他必要なもの一式

５．BOD 酸化槽ばっ気装置

１）形式　　[ディスクディヒューザ型]

２）能力　　[　　]m^3/分

３）数量　　1 式

４）材質　　散気装置[合成樹脂]

ヘッダー管[　　]

ライザー管[　　]

５）構造メンテナンス可能なように配慮する。

６）付属品　　架台、その他必要なもの一式

６．BOD 酸化槽逆洗装置

１）形式　　[多孔管式]

２）能力　　管口径[　]mmφ、吐出口径[　]mmφ、管延長[　]m

３）数量　　1 式

４）材質　　多孔管　　[　　]

ライザー管[　　]

５）構造　　メンテナンスが可能なよう配慮する。

６）付属品　　架台、その他必要なもの一式

７．硝化槽

１）形式　　鉄筋コンクリート水槽

２）寸法　　[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD

３）有効容量　　[　　]m^3

４）数量　　１槽

５）構造　　内面防食被覆

６）付属品　　タラップ、マンホール

８．硝化槽接触材

１）形式　　[　　]

２）材質　　[合成樹脂]

３）接触材容量　　[　　]m^3

４）接触材比表面積　　[　70　]m^2/m^3

５）構造　　生物膜が付着しやすく、閉塞が生じ難い構造とする。

９．硝化槽ばっ気装置

１）形式　　[ディスクディヒューザ型]

２）能力　　[　　]m^3/分

３）数量　　1式

４）材質　　散気装置[合成樹脂]

ヘッダー管[　　]

ライザー管[　　]

５）構造メンテナンス可能なように配慮する。

６）付属品　　架台、その他必要なもの一式

10．硝化槽逆洗装置

１）形式　　[多孔管式]

２）能力　　管口径[　]mmφ、吐出口径[　]mmφ、管延長[　]m

３）数量　　1式

４）材質　　多孔管　[　　]

ヘッダー管[　　]

５）構造　　メンテナンスが可能なよう配慮する。

６）付属品　　架台、その他必要なもの一式

11．脱窒槽

１）形式　　鉄筋コンクリート水槽

２）寸法　　[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD

３）有効容量　　[　　]m^3

４）数量　　１槽

５）構造　　内面防食被覆

６）付属品　　タラップ、マンホール

12．脱窒槽接触材

１）形式　　[　　]

２）材質　　[合成樹脂]

３）接触材容量　　[　　]m^3

４）接触材比表面積　　[　70　]m^2/m^3

５）構造　　生物膜が付着しやすく、閉塞が生じ難い構造とする。

13. 脱窒槽撹拌装置（採用型式に応じて、下記仕様に必要事項を追加して記載すること）

1）形式	[　　]
2）能力	[　　]m^3/分×動力[　　]kw
3）数量	[　　]台
4）材質	[　　]
5）操作条件	[　　]
6）付属品	標準付属品、その他必要なもの一式

14. 脱窒槽逆洗装置

1）形式	[多孔管式]
2）能力	管口径[　]mmφ、吐出口径[　]mmφ、管延長[　]m
3）数量	1式
4）材質	多孔管　[　　] ヘッダー管[　　]
5）構造	メンテナンスが可能なよう配慮する。
6）付属品	架台、その他必要なもの一式

15. 再ばっ気槽

1）形式	鉄筋コンクリート水槽
2）寸法	[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD
3）有効容量	[　　]m^3
4）数量	1槽
5）構造	内面防食被覆
6）付属品	タラップ、マンホール

16. 再ばっ気槽接触材

1）形式	[　　]
2）材質	[合成樹脂]
3）接触材容量	[　　]m^3
4）接触材比表面積	[　70　]m^2/m^3
5）構造	生物膜が付着しやすく、閉塞が生じ難い構造とする。

17. 再ばっ気槽ばっ気装置

1）形式	[ディスクディヒューザ型]
2）能力	[　　]m^3/分
3）数量	1式
4）材質	散気装置[合成樹脂]
	ヘッダー管[　　]
	ライザー管[　　]
5）構造	メンテナンス可能なように配慮する。
6）付属品	架台、その他必要なもの一式

18. 再ばっ気槽逆洗装置

1）形式	[多孔管式]
2）能力	管口径[　]mmφ、吐出口径[　]mmφ、管延長[　]m
3）数量	1式
4）材質	多孔管　[　　]
	ライザー管[　　]
5）操作条件	[手動による ON・OFF 運転]
6）付属品	架台、その他必要なもの一式

19. 生物汚泥引抜ポンプ（必要に応じて設けるものとする）

1）形式	[　　]
2）能力	[　　]m^3/分×動力[　　]kw
3）揚程	[　　]m
4）数量	[　　]台
5）材質	[　　]
6）口径	[　　]mmφ
7）操作条件	[　　]
8）付属品	標準付属品、その他必要なもの一式

第５節　凝集沈殿処理設備又は凝集膜分離設備（採用するシステムにより不要となる水槽等を除くのは可とする）

５－１　凝集沈殿処理設備

１．第２混和槽

１）形式	鉄筋コンクリート水槽
２）寸法	[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD
３）有効容量	[　　]m^3
４）数量	１槽
５）構造	内面防食被覆
６）付属品	急速撹拌装置[　]mmφ程度、[　]段、[　]rpm、[　]kw pH計、その他必要なもの一式

２．第２凝集槽

１）形式	鉄筋コンクリート水槽
２）寸法	[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD
３）有効容量	[　　]m^3
４）数量	１槽
５）構造	内面防食被覆
６）付属品	緩速撹拌装置[　]mmφ程度、[　]段、[　]rpm、[　]kw その他必要なもの一式

３．第２凝集沈殿槽

１）形式	鉄筋コンクリート水槽
２）寸法	[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD
３）有効容量	[　　]m^3
４）数量	１槽
５）構造	汚泥を有効に集積し、かつ、引き抜くことができるものとする。 内面防食被覆
６）付属品	必要なもの一式

４．第２中和槽

１）形式	鉄筋コンクリート水槽
２）寸法	[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD
３）有効容量	[　　]m^3

４）数量　　１槽
５）構造　　内面防食被覆
６）付属品　　急速撹拌装置[　]mmΦ程度、[　]段、[　]rpm、[　]kw
pH 計、その他必要なもの一式

５．凝集汚泥引抜ポンプ（採用型式に応じて、下記仕様に必要事項を記載する）
１）形式　　[　　]
２）能力　　[　　]L/分×[　　]kW、[　　]m^3/分
３）数量　　[　　]台（内　交互運転用［1］台）
４）材質　　[　　]
５）口径　　[　　]mmφ
６）操作条件　　[　　]
７）付属品　　必要なもの一式

５－２　凝集膜分離設備
１．第 2 混和槽
１）形式　　鉄筋コンクリート水槽
２）寸法　　[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD
３）有効容量　　[　　]m^3
４）数量　　１槽
５）構造　　内面防食被覆
６）付属品　　急速撹拌装置[　]mmφ程度、[　]段、[　]rpm、[　]kw
pH 計、その他必要なもの一式

２．凝集槽膜分離槽
１）形式　　鉄筋コンクリート水槽
２）寸法　　[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD
３）有効容量　　[　　]m^3
４）数量　　１槽
５）構造　　内面防食被覆
６）付属品　　緩速撹拌装置[　]mmφ程度、[　]段、[　]rpm、[　]kw
その他必要なもの一式

３．膜分離装置

１）形式　　[　　]
２）膜面積　　[　　]
３）数量　　１基
４）材質　　[　　]
５）構造　　[　　]
６）付属品　　必要なもの一式

４．吸引ポンプ

１）形式　　[　　]
２）能力　　[　　]L/分×[　　]kW、[　　]m^3/分
３）数量　　[　　]台（ 内　交互運転用［1］台）
４）材質　インペラ　　[　　]
　　シャフト　　[　　]
　　ケーシング　　[　　]
５）口径　　[　　]mmφ
６）操作条件　　[　　]
７）付属品　　必要なもの一式

５．膜洗浄ブロワ

１）形式　　[ルーツブロワ]
２）能力　　[　　]m^3/分×[　　]kPa
３）電動機　　[　　]kW
４）数量　　[　　]
５）材質　　[主要部 FC200]
６）付属品　　フィルタ、サイレンサ、防振装置、圧力計、風量計、伸縮継手、標準付属品、その他必要なもの一式

６．第２中和槽

１）形式　　鉄筋コンクリート水槽
２）寸法　　[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD
３）有効容量　　[　　]m^3
４）数量　　１槽
５）構造　　内面防食被覆

６）付属品　　急速撹拌装置[　]mmφ程度、[　]段、[　]rpm、[　]kw
pH 計、その他必要なもの一式

７．凝集汚泥引抜ポンプ（採用型式に応じて、下記仕様に必要事項を記載する）

１）形式　　[　　]
２）能力　　[　　]L/分×[　　]kW、[　　]m^3/分
３）数量　　[　　]台（内　交互運転用用［1］台）
４）材質　　[　　]
５）口径　　[　　]mmφ
６）操作条件　　[　　]
７）付属品　　必要なもの一式

第６節　高度処理設備

６－１砂ろ過設備（必要に応じて設けるものとする）

１．ろ過原水槽

１）形式		鉄筋コンクリート水槽
２）寸法		[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD
３）有効容量		[　　]m^3
４）数量		１槽
５）構造		内面防食被覆
６）付属品		タラップ、マンホール

２．ろ過原水ポンプ

１）形式		[水中汚水ポンプ]
２）能力		[　　]m^3/分×動力[　　]kw
３）揚程		[　　]m
４）数量		[　2　]台（内　交互運転用［1］台）
５）材質	インペラ	[　　]
	シャフト	[　　]
	ケーシング	[　　]
６）口径		[　　]mmφ
７）操作条件		[ろ過原水槽、活性炭処理水槽]水位による ON・OFF 制御]（水位計は計装に含むこと）
８）付属品		標準付属品、その他必要なもの一式

３．砂ろ過塔

１）形式	[下降流圧力式]
２）ろ過面積	[　　]m^2
３）数量	１基
４）材質	[　　]
５）付属品	点検架台、その他必要なもの一式

４．逆洗ブロワ（必要に応じて設けるものとする）

１）形式	[ルーツブロワ]
２）能力	[　　]m^3/分×[　　]kPa
３）電動機	[　　]kW
４）数量	[　　]

５）材質　　[　　]

６）付属品　　フィルタ、サイレンサ、防振装置、圧力計、風量計、伸縮継手、標準付属品、その他必要なもの一式

６－２活性炭吸着設備

１．活性炭原水槽（必要に応じて設けるものとする）

１）形式　　鉄筋コンクリート水槽

２）寸法　　[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD

３）有効容量　　[　　]m^3

４）数量　　１槽

５）構造　　内面防食被覆

６）付属品　　タラップ、マンホール

２．活性炭原水ポンプ

１）形式　　[水中汚水ポンプ]

２）能力　　[　　]m^3/分×動力[　　]kw

３）揚程　　[　　]m

４）数量　　[　2　]台（内　交互運転用［1］台）

５）材質　インペラ　　[　　]

シャフト　　[　　]

ケーシング　　[　　]

６）口径　　[　　]mmφ

７）操作条件　　[　　]

８）付属品　　標準付属品、その他必要なもの一式

３．活性炭吸着塔

１）形式　　[下降流圧力式]

２）面積　　[　　]m^2

３）数量　　[　2　]基

４）材質　　[　　]

５）構造　　メリーゴーランド方式

６）付属品　　点検架台、その他必要なもの一式

４．活性炭逆洗ポンプ

１）形式　　[水中汚水ポンプ]

２）能力　　[　　]m^3/分×動力[　　]kw
３）揚程　　[　　]m
４）数量　　[　2　]台（内　交互運転用［1］台）
５）材質　インペラ　　[　　]
　　シャフト　　[　　]
　　ケーシング　　[　　]
６）口径　　[　　]mmφ
７）操作条件　　[手動及びタイマーによる自動運転]
８）付属品　　標準付属品、その他必要なもの一式

５．活性炭処理水槽
１）形式　　鉄筋コンクリート水槽
２）寸法　　[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD
３）有効容量　　[　　]m^3
４）数量　　１槽
５）構造　　内面防食被覆
６）付属品　　タラップ、マンホール

６．逆洗ブロワ（必要に応じて設けるものとする）
１）形式　　[ルーツブロワ]
２）能力　　[　　]m^3/分×[　　]kPa
３）電動機　　[　　]kW
４）数量　　[　　]
５）材質　　[　　]
６）付属品　　フィルタ、サイレンサ、防振装置、圧力計、風量計、伸縮継手、標準付属品、その他必要なもの一式

6-3キレート吸着設備
１．キレート吸着原水槽（必要に応じて設けるものとする）
１）形式　　鉄筋コンクリート水槽
２）寸法　　[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD
３）有効容量　　[　　]m^3
４）数量　　１槽
５）構造　　内面防食被覆
６）付属品　　タラップ、マンホール

２．キレート吸着原水ポンプ

１）形式　　[水中汚水ポンプ]

２）能力　　[　　]m^3/分×動力[　　]kw

３）揚程　　[　　]m

４）数量　　[　2　]台（内　交互運転用［1］台）

５）材質　インペラ　　[　　]

　　シャフト　　[　　]

　　ケーシング　　[　　]

６）口径　　[　　]mmφ

７）操作条件　　[　]水位による ON・OFF 制御

（水位計は計装に含むこと）

８）付属品　　標準付属品、その他必要なもの一式

３．キレート吸着塔（水銀用）

１）形式　　[下降流圧力式]

２）面積　　[　　]m^2

３）数量　　1 基

４）材質　　[　　]

５）構造　　[　　]

６）付属品　　点検架台、その他必要なもの一式

４．キレート吸着塔（重金属用）

１）形式　　[下降流圧力式]

２）面積　　[　　]m^2

３）数量　　1 基

４）材質　　[　　]

５）構造　　[　　]

６）付属品　　点検架台、その他必要なもの一式

５．キレート逆洗ポンプ（必要に応じて設けるものとする）

１）形式　　[水中汚水ポンプ]

２）能力　　[　　]m^3/分×動力[　　]kw

３）揚程　　[　　]m

４）数量　　[　2　]台（内　交互運転用［1］台）

5）材質　インペラ　　[　　]
　　シャフト　　[　　]
　　ケーシング　　[　　]
6）口径　　[　　]mmφ
7）操作条件　　[手動及びタイマーによる自動運転]
8）付属品　　標準付属品、その他必要なもの一式

5．キレート処理水槽（必要に応じて設けるものとする）
1）形式　　鉄筋コンクリート水槽等
2）寸法　　[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD
3）有効容量　　[　　]m^3
4）数量　　１槽
5）構造　　内面防食被覆
6）付属品　　タラップ、マンホール

6-4その他設備
1．砂ろ過材、活性炭、キレート吸着材等吊上用チェーンブロック（電動）
1）吊上能力　　[　　]t
2）数量　　[　　]
3）付属品　　[　　]

2．コンプレッサー（必要に応じて設けるものとする）
1）形式　　[　　]
2）能力　　[　　]Nm^3/min×[　　]kPa×[　　]kw
3）数量　　１台
4）構造　　[　　]
5）材質　　[　　]
6）付属品　　必要なもの一式

第７節　脱塩処理設備

１．脱塩原水槽

１）形式	鉄筋コンクリート水槽
２）寸法	[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD
３）有効容量	[　　]m^3
４）数量	１槽
５）構造	内面防食被覆
６）付属品	必要なもの一式

２．脱塩原水ポンプ

１）形式	[　　]
２）能力	[　　]m^3/分×動力[　　]kW
３）揚程	[　　]m
４）数量	[　2　]台（内　交互運転用［1］台）
５）材質　インペラ	[　　]
シャフト	[　　]
ケーシング	[　　]
６）口径	[　　]mmφ
７）操作条件	[脱塩原水槽・処理水槽]水位による ON・OFF 制御
８）付属品	標準付属品（水位計は計装に含むこと）
	その他必要なもの一式

３．脱塩装置

１）形式	[電気透析膜装置]
２）処理水量	[　　]m^3/日
３）数量	１基
４）構造	[　　]
５）付属品	必要計装機器、その他必要なもの一式

第８節　消毒・処理水貯留設備

１．第３中和槽

１）形式　[鉄筋コンクリート、鋼板製又は樹脂製]

２）寸法　[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD

３）有効容量　[　　]m^3

４）数量　１槽

５）構造　[耐食性材料又は内面防食被覆]

６）付属品　急速撹拌装置[　]mmφ程度、[　]段、[　]rpm、[　]kw
pH 計、その他必要なもの一式

２．消毒装置

１）形式　[固形塩素剤接触式]

２）数量　1 式

３）構造　消毒剤の補給、維持管理が容易なものとする。

３．処理水槽

１）形式　鉄筋コンクリート水槽

２）寸法　[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD

３）有効容量　[　　]m^3

４）数量　１槽

５）構造　内面防食被覆

６）付属品　液位計、その他必要なもの一式

４．処理水移送ポンプ

処理水を前処理施設洗浄用水槽へ移送する。

１）形式　[水中汚水ポンプ]

２）能力　[　　]m^3/分×動力[　　]kW

３）揚程　[　　]m

４）数量　[　2　]台（内　交互運転用［1］台）

５）材質　インペラ　[　　]
シャフト　[　　]
ケーシング　[　　]

６）口径　[　　]mmφ

７）操作条件　[処理水槽・洗浄用水槽水位による自動運転]

８）付属品　　標準付属品（水位計は計装に含むこと）
その他必要なもの一式

５．散水ポンプ

処理水を１期及び２期埋立地散水設備へ移送する。

１）形式　　[給水ポンプユニット]
２）能力　　[　　]m^3/分×動力[　　]kW
３）揚程　　[　　]m
４）数量　　[　　]台（内　交互運転用［1］台）
５）材質　インペラ　　[　　]
　　シャフト　　[　　]
　　ケーシング　　[　　]
６）口径　　[　　]mmφ
７）操作条件　　圧力タンク式
８）付属品　　標準付属品、その他必要なもの一式

第９節　汚泥処理設備

１．汚泥濃縮槽

１）形式　　鉄筋コンクリート水槽

２）寸法　　[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD

３）有効容量　　[　　]m^3

４）数量　　１槽

５）構造　　内面防食被覆

２．汚泥移送ポンプ（採用型式に応じて、下記仕様に必要事項を記載する）

１）形式　　[一軸ネジ式ポンプ又はエアリフトポンプ]

２）能力　　[　　]L/分×[　　]kW、[　　]m3/分

３）数量　　[　2　]台（内　交互運転用［1］台）

４）材質　　[　　]

５）口径　　[　　]mmφ

６）操作条件　　[　　]

７）付属品　　他必要なもの一式

３．汚泥貯留槽

１）形式　　鉄筋コンクリート水槽

２）寸法　　[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD

３）有効容量　　[　　]m^3

４）数量　　１槽

５）構造　　内面防食被覆

４．汚泥貯留槽撹拌装置

汚泥の性状等を考慮し、運転及び維持管理面に優れた撹拌方式とする。

(1) 汚泥貯留槽撹拌機（必要に応じて設けるものとする）

１）形式　　［水中撹拌機（機械式)］

２）能力　　[　　]m^3/分×動力[　　]kw

３）数量　　[　　]台

４）材質　インペラ　　[　　]

シャフト　　[　　]

ケーシング　　[　　]

撹拌羽根　　[　　]

５）操作条件　　[　　]

６）付属品　　必要なもの一式

(2) 汚泥貯留槽撹拌装置（必要に応じて設けるものとする）

１）形式　　多孔管式
２）能力　　管口径[　]mmφ、吐出口径[　]mmφ、管延長[　]m
３）数量　　[　　]式
４）材質　　散気管　[　　]
　　ライザー管[　　]
５）構造　　メンテナンスが可能なよう配慮する。
６）付属品　　架台、その他必要もの一式

(3) 撹拌ブロワ（必要に応じて設けるものとする）

１）形式　　[ルーツブロワ]
２）能力　　[　　]m^3/分×[　　]kPa
３）電動機　　[　　]kW
４）数量　　[　　]
５）材質　　[　　]
６）付属品　　フィルタ、サイレンサ、防振装置、圧力計、風量計、伸縮継手、標準付属品、その他必要なもの一式

５．汚泥供給ポンプ

１）形式　　[一軸ネジ式ポンプ]
２）能力　　[　　]L/分×[　　]kW
３）数量　　[　2　]台（内　交互運転用[1]台）
４）材質　　[　　]
５）口径　　[　　]mmφ
６）操作条件　　[　　]
７）付属品　　標準付属品、その他必要なもの一式

６．汚泥脱水機

１）形式　　[遠心脱水機]

２）能力　　[　　]m^3/時×動力[　　]kW
運転時間６時間/日、５日/週
脱水汚泥の水分 85%以下とする。

４）数量　　１基

５）材質　　[　　]

６）付属品　　標準付属品、その他必要なもの一式

７）その他　　騒音・振動、処理水の飛散等、施設内の周辺環境に配慮したものとする。

７．ケーキホッパー

１）形式　　[　　]

２）容量　　[　　]m^3

３）揚程　　[　　]m

４）数量　　１基

５）材質　　ステンレス鋼板製

６）構造　　脱水ケーキを５日分以上貯留できるものとする。

７）付属品　　パワーシリンダー、その他必要なもの一式

８．脱水機吊上用チェーンブロック（電動）

１）吊上能力　　[　　]t

２）数量　　１台

３）付属品　　標準付属品

第 10 節 濃縮液処理設備

１．濃縮液貯留槽

１）形式	鉄筋コンクリート水槽
２）寸法	[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD
３）有効容量	[　　]m^3
４）数量	１槽
５）構造	内面防食被覆
６）付属品	必要なもの一式

２．濃縮液移送ポンプ

１）形式	[　　]
２）能力	[　　]L/分×[　　]kW
３）数量	[　2　]台（内　交互運転用［1］台）
４）材質	[　　]
５）口径	[　　]mmφ
６）操作条件	[手動及びタイマーによる自動運転]
７）付属品	標準付属品、その他必要なもの一式

３．濃縮液乾燥固化装置

１）形式	[　　]
２）能力	[　　]m^3/h×動力[　　]kw
３）数量	１基
４）材質	[要部 SUS]
５）付属品	ボイラー等標準付属品、その他必要なもの一式
６）その他	発生蒸気対策（白煙防止）を行うものとする。 騒音等、施設内の周辺環境に配慮したものとする。

４．乾燥固化物搬出用チェーンブロック（電動）

１）吊上能力	[　　]t
２）数量	１台
３）付属品	標準付属品

第 11 節　薬品注入設備

１．酸剤貯槽

１）形式	樹脂製タンク
２）有効容量	[　　]m^3（10 日分以上）
３）数量	１槽
４）材質	PVC 又は PE 相当
５）使用薬品	[　　]
６）付属品	液位計、その他必要なもの一式

２．酸剤注入ポンプ

１）形式	［定量ダイヤフラムポンプ］
２）能力	[　　]L/分×動力[　　]kW
３）最高吐出圧力	[　　]MPa
４）ダイヤフラム径	[　　]mmφ
５）ストローク数	[　　]spm
６）最大ストローク長	[　　]mm
７）数量	[　　]台（内　交互運転用１台）
８）材質	[　　]
９）付属品	背圧弁、安全弁、標準付属品、その他必要なもの一式

３．苛性ソーダ貯槽

１）形式	樹脂製タンク
２）有効容量	[　　]m^3（10 日分以上）
３）数量	１槽
４）材質	PVC 又は PE 相当
５）付属品	液位計、その他必要なもの一式

４．苛性ソーダ注入ポンプ

１）形式	［定量ダイヤフラムポンプ］
２）能力	[　　]L/分×動力[　　]kW
３）最高吐出圧力	[　　]MPa
４）ダイヤフラム径	[　　]mmφ
５）ストローク数	[　　]spm
６）最大ストローク長	[　　]mm
７）数量	[　　]台（内　交互運転用１台）

８）材質　　[　　]

９）付属品　　背圧弁、安全弁、標準付属品、その他必要なもの一式

５．凝集剤貯槽

１）形式　　樹脂製タンク

２）有効容量　　[　　]m^3（10 日分以上）

３）数量　　１槽

４）材質　　PVC 又は PE 相当

５）使用薬品　　[　　]

６）付属品　　液位計、溶解用撹拌機[　　]kw

その他必要なもの一式

６．凝集剤注入ポンプ

１）形式　　［定量ダイヤフラムポンプ］

２）能力　　[　　]L/分×動力[　　]kW

３）最高吐出圧力　　[　　]MPa

４）ダイヤフラム径　　[　　]mmφ

５）ストローク数　　[　　]spm

６）最大ストローク長　　[　　]mm

７）数量　　[　　]台（内　交互運転用１台）

８）材質　　[　　]

９）付属品　　背圧弁、安全弁、標準付属品、その他必要なもの一式

７．カルシウム除去剤貯槽

１）形式　　自動溶解装置

２）有効容量　　ホッパ[　　]m^3（10 日分以上）

溶解槽[　　]L

３）数量　　１槽

４）材質　　SUS 及び FRP 相当

５）付属品　　粉面計、液位計、撹拌機、その他必要なもの一式

８．カルシウム除去剤注入ポンプ

１）形式　　［定量ダイヤフラムポンプ］

２）能力　　[　　]L/分×動力[　　]kW

３）最高吐出圧力　　[　　]MPa

４）ダイヤフラム径　　[　　]mmφ
５）ストローク数　　[　　]spm
６）最大ストローク長　　[　　]mm
７）数量　　[　　]台（内　交互運転用１台）
８）材質　　[　　]
９）付属品　　背圧弁、安全弁、標準付属品、その他必要なもの一式

９．リン酸貯槽
１）形式　　樹脂製タンク
２）有効容量　　[　　]m^3（10 日分以上）
３）数量　　１槽
４）材質　　PVC 又は PE 相当
５）付属品　　液位計、溶解用撹拌機[　　]kw
その他必要なもの一式

10．リン酸注入ポンプ
１）形式　　[定量ダイヤフラムポンプ]
２）能力　　[　　]L/分×動力[　　]kW
３）最高吐出圧力　　[　　]MPa
４）ダイヤフラム径　　[　　]mmφ
５）ストローク数　　[　　]spm
６）最大ストローク長　　[　　]mm
７）数量　　[　　]台（内　交互運転用１台）
８）材質　　[　　]
９）付属品　　背圧弁、安全弁、標準付属品、その他必要なもの一式

11．メタノール貯槽
１）形式　　樹脂製タンク
２）有効容量　　[　　]m^3（10 日分以上）
３）数量　　１槽
４）材質　　PVC 又は PE 相当
５）付属品　　液位計、溶解用撹拌機[　　]kw
その他必要なもの一式

12. メタノール注入ポンプ

1）形式	［定量ダイヤフラムポンプ］
2）能力	[　　]L/分×動力[　　]kW
3）最高吐出圧力	[　　]MPa
4）ダイヤフラム径	[　　]mmφ
5）ストローク数	[　　]spm
6）最大ストローク長	[　　]mm
7）数量	[　　]台（内　交互運転用1台）
8）材質	[　　]
9）付属品	背圧弁、安全弁、標準付属品、その他必要なもの一式

13. 凝集助剤貯槽

1）形式	自動溶解装置
2）有効容量	ホッパ[　　]m^3（10日分以上）
	溶解槽[　　]L
3）数量	1槽
4）材質	SUS及びFRP相当
5）付属品	粉面計、液位計、撹拌機、その他必要なもの一式

14. 凝集助剤注入ポンプ

1）形式	［定量ダイヤフラムポンプ］
2）能力	[　　]L/分×動力[　　]kW
3）最高吐出圧力	[　　]MPa
4）ダイヤフラム径	[　　]mmφ
5）ストローク数	[　　]spm
6）最大ストローク長	[　　]mm
7）数量	[　　]台（内　交互運転用1台）
8）材質	[　　]
9）付属品	背圧弁、安全弁、標準付属品、その他必要なもの一式

15. 脱水助剤貯槽

1）形式	自動溶解装置
2）有効容量	ホッパ[　　]m^3（10日分以上）
	溶解槽[　　]L
3）数量	1槽

４）材質　　SUS 及び FRP 相当

５）付属品　　粉面計、液位計、撹拌機、その他必要なもの一式

16. 脱水助剤注入ポンプ

１）形式　　［定量ダイヤフラムポンプ］

２）能力　　[　　]L/分×動力[　　]kW

３）最高吐出圧力　　[　　]MPa

４）ダイヤフラム径　　[　　]mmφ

５）ストローク数　　[　　]spm

６）最大ストローク長　　[　　]mm

７）数量　　[　　]台（内　交互運転用１台）

８）材質　　[　　]

９）付属品　　背圧弁、安全弁、標準付属品、その他必要なもの一式

第 12 節　前処理施設（廃棄物洗浄設備）

洗浄装置は計画搬入ごみ（リサイクルセンターで破砕選別された不燃残渣：最大 20mm）31.3t/日に対し、液固比 1.0 の水量（31.3m³/日）にて洗浄可能な設備とする。

処理時間は 6 時間/日とする。

搬入ごみの嵩比重は 0.80t/m³、処理系列は 2 系列として計画する。

洗浄排水は沈砂槽へ送水し、砂類を除去した後、浸出水処理施設で処理するものとする。

洗浄水は浸出水処理施設の主に処理水を利用するものとし、不足分はプラント用水で補完するものとする。

１．受入ヤード

１）形式　　鉄筋コンクリート等

２）数量　　１基

３）主要項目

面積　　80 ㎡以上

寸法　　[　　]m×[　　]m

４）構造

・搬入車両からの荷下ろしがスムーズに行えること。

・搬入、搬出車両の車体やタイヤ等に洗浄排水や搬入ごみが付着しない構造とする。

・ヤード内の床は洗浄可能とし、洗浄排水は浸出水処理施設で処理できるようにする。

・受入ホッパへの投入にホイールローダ等重機の使用を見込む。

２．脱臭装置

１）形式　　[　　]式、[　　]型

２）数量　　[　1　]基

３）最大処理風量等　　[　　]m3/min×[　　]kW

４）吸着材

材質　　[　　]

寸法　　[　　]m×[　　]m、[　　]kg

５）構造

・受入ホッパ付近に設け、受入時における脱臭を行う。

・吸着材の交換が円滑かつ容易に行えるよう配慮する。

３．集塵装置

１）形式　　[　　]式、[　　]型

２）数量　　[　　]基

３）最大処理風量等　　[　　]m3/min×[　　]kW

４）ろ布

材質　　[　　]

寸法　　[　　]ｍ×[　　]ｍ、[　　]kg

５）構造

・受入ホッパ付近に設け、周辺の粉じん対策をするとともに、作業環境の衛生を確保できる。

・装置の清掃が円滑かつ容易に行える。

４．受入ホッパ

搬入ごみを洗浄工程へ投入するために使用するもので、受入ヤード近傍に設け、建屋内部に設置する。10t ダンプにより直接投入できる構造でかつ、重機での投入もスムーズに行える。

１）形式　　鋼板製（SS400 相当）

２）数量　　２基

３）主要項目

容量　　18.5m^{3}以上（１基あたり）

寸法　　巾[　　]mm×奥行[　　]mm×深さ[　　]mm

材質　　[　　]

４）付属品　　手動ゲート、床排水ポンプ[　　]kw×１台/ホッパ１基

５）構造

・シュート面は両勾配をとり、傾斜角はブリッジの発生しない角度とする。又、ブリッジが発生した場合は、容易にこれを取り除くことができる構造とする。

・ホッパ下には床排水ポンプを設ける。

５．定量供給装置

受入ホッパの下部に設置し、搬入ごみを定量的に後段へ移送するためのもの。

１）形式　　［エプロンフィーダ供給方式］

２）数量　　２基

３）主要項目

寸法　　巾[　　]mm×長さ[　　]mm

電動機　　[　　]kW

４）材質　　主要部[　　]

５）付属品　　[　　]

６）構造

・投入時の衝撃に対して十分な強度を有する。

６．供給コンベヤ

搬入ごみを定量供給装置から洗浄装置へ移送するものである。

１）形式　　［ベルトコンベヤ］

２）数量　　２基

３）主要項目

寸法　　巾[　　]mm×長さ[　　]mm

傾斜角　　[　　]°

電動機　　[　　]kW

搬出速度　　[　　]m/min

４）材質　　主要部[　　]

５）構造

・保守点検、清掃が容易に行える。

・水濡れに対して支障のない構造とする。

６）その他

・設置場所等の傾斜により、搬出が困難な場合にあっては、ヒレ付ベルトコンベア等、搬出先まで確実に搬出する構造とする。

７．洗浄装置

搬入ごみを槽内に浸漬させ、かつ浸漬洗浄完了後槽内を攪拌し、搬入ごみを効果的に洗浄するものである。

本市が事前に実施した洗浄試験結果以上の洗浄効果を実証する試験結果を提出すれば、他の方式の採用も可能とする。洗浄作業は基本的に自動運転できるものとするが、浸漬状況等確認の必要性があるため、作業員を適宜配置する（最低限の保守点検作業は除く）。

１）形式　　［浸漬式　洗浄装置］

２）数量　　２基

３）主要項目

寸法　　巾[　　]mm×長さ[　　]mm×高さ[　　]mm

電動機　　[　　]kW

洗浄水　　[　　]m^3/時

循環水　　[　　]
攪拌機構仕様　　[　　]
攪拌強度　　[　　]
廃棄物移送部仕様　　[　　]
洗浄排水排出機構仕様　[　　]

4）構造

・槽内での滞留時間（浸漬時間）を１時間以上とする。
・浸漬洗浄完了後に槽内を攪拌し、洗浄効果を高める機構を設ける。
・洗浄槽内に沈殿した土砂類は、適宜、排砂し水切りしたのち洗浄ごみ貯留ホッパに自動で搬出する機構を設ける。
・浸出水処理施設を阻害しないように、洗浄排水から微細なごみ（直径 75μm 以上程度）や浮遊するごみを分離できる機構を設ける。
・移送部は、洗浄排水や洗浄余剰水を効果的に排水するなどにより、後段での洗浄ごみの移送に支障（コンベヤでの滑落等）がないよう、措置を講じる。

８．洗浄ごみ排出コンベヤ（１）

洗浄装置から搬出されるごみを、洗浄ごみ脱水装置へ移送するためのものである。

1）形式　　[ベルトコンベア]
2）数量　　２基
3）主要項目
寸法　　巾[　　]mm×長さ[　　]mm
傾斜角　　[　　]°
電動機　　[　　]kW
搬出速度　　[　　]m/min
4）材質　　主要部[　　]
5）構造

・保守点検、清掃が容易に行える。
・水濡れに対して支障のない構造とする。

6）その他

・設置場所等の傾斜により、搬出が困難な場合にあっては、ヒレ付ベルトコンベア等、搬出先まで確実に搬出する構造をとる。

９．洗浄ごみ脱水装置（必要に応じて設けるものとする）

埋立作業に支障をきたさないように、洗浄ごみを脱水できるものとする。

１）形式　　[　　]

２）数量　　２基

３）主要項目

寸法　　巾[　　]mm×長さ[　　]mm×高さ[　　]mm

電動機　　[　　]kW

能力　　[　　]

４）付属品　　[　　]

５）構造

・洗浄ごみを効果的に、自動で脱水できるものである。

10．洗浄ごみ排出コンベヤ（２）

脱水された洗浄ごみを洗浄ごみ貯留ホッパへへ移送するためのものである。

１）形式　　[ベルトコンベア]

２）数量　　２基

３）主要項目

寸法　　巾[　　]mm×長さ[　　]mm

傾斜角　　[　　]°

電動機　　[　　]kW

搬出速度　　[　　]m/min

４）材質　　主要部[　　]

５）構造

・保守点検、清掃が容易に行える。

・水濡れに対して支障のない構造とする。

６）その他

・設置場所等の傾斜により、搬出が困難な場合は、ヒレ付ベルトコンベア等、搬出先まで確実に搬出する構造とする。

11．洗浄ごみ貯留ホッパ

洗浄ごみをコンベヤ搬送されたのちに貯留する設備である。

１）形式　　鋼板製（SS400 相当）

２）容量　　８ｍ^{3}以上（１基あたり）

３）数量　　２基

４）構造　　10t ダンプへ容易に積み込めるものとする。

５）材質　　[　　]

12. 洗浄ごみ定量搬出装置

洗浄ごみ貯留ホッパから定量的に搬出用トラックへ移送するものである。

１）形式　　[エプロンフィーダ供給方式]

２）数量　　２基

３）主要項目

寸法　　巾[　　]mm×長さ[　　]mm

電動機　　[　　]kW

４）材質　　主要部[　　]

５）付属品　　[　　]

13. 洗浄用水槽

浸出水処理水及びプラント用水を受け入れ、貯留する。

１）形式　　鉄筋コンクリート水槽

２）寸法　　[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD

３）有効容量　　31.3m^{3}以上

４）数量　　１槽

５）構造　　内面防水被覆

６）付属品　　液位計、その他必要なもの一式

14. 洗浄水供給ポンプ

洗浄用水を洗浄装置へ供給する。

１）形式　　水中汚水ポンプ

２）能力　　[　　]m^3/分×動力[　　]kw

３）揚程　　[　　]m

４）数量　　[　2　]台（内　交互運転用［1］台）

５）材質　インペラ　　[　　]

シャフト　　[　　]

ケーシング　　[　　]

６）口径　　[　　]mmφ

７）操作条件　　[洗浄用水槽・洗浄装置]水位による ON・OFF 制御

８）付属品　　着脱装置、標準付属品（水位計は計装に含むこと）
その他必要なもの一式

15．循環水槽（必要に応じて設けるものとする）

節水のために、洗浄排水を予洗等に再利用する場合に、洗浄排水を貯留する。

１）形式	鉄筋コンクリート水槽
２）寸法	[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD
３）有効容量	[　　] m^3
４）数量	[　　]槽
５）構造	内面防水被覆
６）付属品	液位計、その他必要なもの一式

16．循環水ポンプ（必要に応じて設けるものとする）

節水のために、洗浄排水を予洗等に再利用する場合に、洗浄排水を洗浄装置へ供給するものである。

１）形式		水中汚水ポンプ
２）能力		[　　]m^3/分×動力[　　]kw
３）揚程		[　　]m
４）数量		[　　]台（内　交互運転用［1］台）
５）材質	インペラ	[　　]
	シャフト	[　　]
	ケーシング	[　　]
６）口径		[　　]mmφ
７）操作条件		［洗浄用水槽、循環水槽］水位による ON・OFF 制御
８）付属品		着脱装置、標準付属品（水位計は計装に含むこと） その他必要なもの一式

17．洗浄排水槽

洗浄排水を貯留する。

１）形式	[鉄筋コンクリート、鋼板製又は樹脂製]
２）寸法	[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD
３）有効容量	26.3m^3以上
４）数量	１槽
５）構造	[耐食性材料又は内面防食被覆]
６）付属品	液位計、その他必要なもの一式

18. 洗浄排水移送ポンプ

洗浄排水を浸出水処理施設へ移送する。

１）形式		［水中汚物汚水ポンプ］
２）能力		[　　]m^3/分×動力[　　]kw
３）揚程		[　　]m
４）数量		[　　]台（内　交互運転用［1］台）
５）材質	インペラ	[　　]
	シャフト	[　　]
	ケーシング	[　　]
６）口径		[　　]mmφ
７）操作条件		［洗浄排水槽、調整槽］水位による ON・OFF 制御
８）付属品		着脱装置、標準付属品（水位計は計装に含むこと） その他必要なもの一式

第 13 節　取水設備

１．プラント用水貯留槽

調整池からの水を受け入れ、プラント用水として貯留する。又、プラント用水を安定的に確保するため、生活用水貯留槽からプラント用水貯留槽へ送水可能なようにする。

１）形式	鉄筋コンクリート水槽
２）寸法	[　　]mW×[　　]mL×[　　]mD
３）有効容量	16ｍ^{3}以上
４）数量	１槽
５）付属品	液位計、その他必要なもの一式

２．調整池取水ポンプ

調整池取水ピットから浸出水処理施設内のプラント用水貯留槽へ送水する。

１）形式	［水中汚水ポンプ］
２）能力	[　　]m^3/分×動力[　　]kw
３）揚程	[　　]m
４）数量	[　 2　]台（内　交互運転用［1］台）
５）材質	[　　]
６）操作条件	[プラント用貯留槽、取水ピット]水位による ON・OF 制御
７）付属品	着脱装置、標準付属品（水位計は計装に含む） その他必要なもの一式

３．プラント用水給水ユニット

洗浄用水槽への補給、薬品希釈等処理設備等に用水を給供する。

１）形式	受水槽付給水ユニット(並列交互運転)
２）能力	[　　]m^3/分×動力[　　]kw
３）揚程	[　　]m
４）数量	ユニット[1 基]、ポンプ[２台]
５）付属品	標準付属品、その他必要なもの一式

４．生活用水貯留槽

地下水取水ピットから地下水を受け入れ、生活用水として貯留する。又、プラント用水を安定的に確保するため、生活用水貯留槽からプラント用水貯留槽へ送水可能なようにする。

１）形式　　[　　]
２）寸法　　[　　]
３）有効容量　　3m^{3}以上
４）数量　　１槽
５）付属品　　液位計、その他必要なもの一式

５．地下水取水ポンプ

地下水取水ピットから浸出水処理施設内の生活用水貯留槽へ送水する。

１）形式　　［水中ポンプ］
２）能力　　[　　]m^3/分×動力[　　]kw
３）揚程　　[　　]m
４）数量　　[　2　]台（内　交互運転用［1］台）
５）材質　インペラ　　[　　]
　　シャフト　　[　　]
　　ケーシング　　[　　]
６）口径　　[　　]mmφ
７）操作条件　　[生活用水貯留槽、取水ピット]水位による ON・OFF 制御
８）付属品　　着脱装置、標準付属品（水位計は計装に含む）
　　その他必要なもの一式

６．生活用水移送ポンプ

浸出水処理施設内の生活用水貯留槽から管理棟工事で設置する受水槽へ送水する。

１）形式　　［水中ポンプ］
２）能力　　[　　]m^3/分×動力[　　]kw
３）揚程　　[　　]m
４）数量　　[　　]台（内　交互運転用［1］台）
５）材質　インペラ　　[　　]
　　シャフト　　[　　]
　　ケーシング　　[　　]
６）口径　　[　　]mmφ
７）操作条件　　[生活用水貯留槽、受水槽、プラント用水貯留槽]水位
　　による ON・OFF 制御
８）付属品　　着脱装置、標準付属品（水位計は計装に含むこと）
　　その他必要なもの一式

７．貯留槽間移送ポンプ

生活用水貯留槽からプラント用水貯留槽へ送水する。

１）形式　　[水中ポンプ]

２）能力　　[　　]m^3/分×動力[　　]kw

３）揚程　　[　　]m

４）数量　　[　　]台

(自動交互運転)

５）材質　インペラ　　[　　]

シャフト　　[　　]

ケーシング　　[　　]

６）口径　　[　　]mmφ

７）操作条件　　[生活用水貯留槽、プラント用水貯留槽]水位による ON・OFF 制御

８）付属品　　着脱装置、標準付属品（水位計は計装に含むこと）
その他必要なもの一式

８．生活用水浄化ユニット（必要に応じて設けるものとする）

前処理施設・浸出水処理施設、管理棟で生活用水として地下水を浄化した後に生活用水貯留槽へ送水する。

１）形式　　［　　］

２）数量　　［　　］

３）構造　　地下水中の濁りを取り除き生活用水として利用できるものとする。
1 日の平均使用水量（0.6m^3以上）に対応可能な能力とする。
鉄分やマンガンの除去を考慮する。

４）付属品　　その他必要なもの一式

９．メンテナンス用チェーンブロック

１）吊上能力　　[　　]t

２）数量　　[　　]台

３）付属品　　標準付属品

10. 排水ピット（必要に応じて設けるものとする）

１）形式		鉄筋コンクリート造
２）有効容量		[　　]m^3以上
３）数量		１槽

11. 排水ポンプ(必要に応じても設けるものとする)

床排水等を調整槽まで移送する。

１）形式		［水中汚物汚水ポンプ］
２）能力		[　　]m^3/分×動力[　　]kw
３）揚程		[　　]m
４）数量		[　　]台
５）材質	インペラ	[　　]
	シャフト	[　　]
	ケーシング	[　　]
６）口径		[　　]mmφ
７）操作条件		[排水ピット、調整槽]水位による ON・OFF 制御
８）付属品		着脱装置、標準付属品、その他必要なもの一式

12. 取水井戸

本施設、最終処分場及び管理棟を運転・維持管理する上で必要となる給水量が不足するおそれがある場合は、本工事において取水井戸を設置し、不足する水量を確保する。また、取水井戸を設置するにあたっては、ポンプ、配管等の必要となる設備も併せて設置する。

第 14 節　管理設備等

１．計量装置

埋立地へ搬出する廃棄物重量を計測、記録できる機能を有するものとする。最小目盛りを 10kg 以下とする。

１）計量方式　　[　　]式
２）最大秤量　　[　　]以上
３）最小目盛　　10kg 以下
４）積載台寸法　　[　　]
５）構造　　計量及び集計操作は自動化とし、各種日・月・年報の作成が自動的に行えるものとする。
維持管理が容易な構造とする。
６）計量管理設備（入力装置、出力装置、記録装置等）　一式
７）付帯設備　　必要なもの一式

２．管理備品

１）薬品用ハンディポンプ　　２台
２）コードリール　　２台
３）投光器[　　]kw　　２台
４）ポータブルガス検知装置　　２台
５）非常用発電機[　　]kVA　　２台

３．水質簡易測定器具

１）電気伝導率計
２）塩素イオン濃度計
３）残留塩素濃度計
４）pH 計
５）透視度計(スタンド付)
６）リトマス試験紙
７）ガラス器具(ピペット、メスシリンダ、ビーカ、フラスコ等)
８）収納ボックス
９）地下水採水用ベーラー(φ50mm 未満)一式
10）その他必要なもの

４．その他

4-1　施設説明用パンフレット

埋立地、浸出水処理施設、管理棟その他主要設備など総括的な施設説明用パンフレットを作成する。

１）形式　　カラー印刷

２）サイズ　　A4 版 6 頁程度

３）数量　　1,000 部

4-2　説明用フローシートパネル

前処理・浸出水処理施設の処理フローの説明用パネルを作成する。

１）形式　　アクリル製カラー作画(静止画像)

２）数量　　１基

３）構造　　アルミ枠、キャスター付

４）寸法　　[1.2m]×[1.5m]程度

4-3　施設説明用 DVD

埋立地、浸出水処理施設、管理棟、その他主要設備などの説明用 DVD を作成する。なお、説明用 DVD は、工事状況からまとめるものとし、本体工事及び管理棟工事の状況については、該当工事受注者から提供させる。

５．各種看銘板

下記の銘板を取り付ける。位置、材質、寸法等は本市との協議によるものとする。

１）本施設の銘板

２）その他必要なもの

第４章　共通設備

第１節　一般事項

１．設計方針

1-1　機能上の配慮

施設内部の各室及び機器の配置は保守管理と作業性を考慮し、安全で総合的な機能が十分発揮できるものとする。

1-2　環境との調和

施設の形態及び配置については、周辺環境に適応し調和のとれたものとする。

1-3　構造計画

１）特殊な設備を有する構造物であるため、十分な強度等を確保する。特に地震、地盤沈下に十分な配慮した計画とする。

２）建物は構造上可能な範囲でできるだけ多くの自然採光部分を設ける。

1-4　意匠計画

外観の意匠は美しく、しかも清潔感のあるものとし、周辺と十分調和のとれた構造とデザインとする。

1-5　使用材料

使用材料は、第 1 章、第 3 節 4.によるものとするが、経年変化の少ない作業性に優れた材料とするとともに、将来の補修を考慮する。

1-6　その他

遵守すべき法令等は第 1 章、第 9 節 1.によるものとするが、次の事項について考慮する。

１）処理施設の装置及び機器は修理・更新が必須のものであり、必要に応じて点検・補修のためのスペース及び吊り上げ装置に加え、搬入・搬出装置及びこれらのための通路及び開口部を設ける等、作業性に十分配慮する。

２）床には洗浄排水のための勾配をとり、排水溝を設ける。

３）薬品貯留槽の防液堤内、薬品投入ポンプの周辺は耐薬品仕上げとする。

４）マンホールの材質は、FRP 又は鋳鉄として、荷重のかかる位置については強度に耐える材質とする。又、マンホールは人力により開閉ができる重量とする。

５）高低差のある場所は、手摺等の安全柵を設ける。

第２節　土木・建築設備

１．施工方法

施工については、第１章第９節によるほか、下記について考慮する。

１）重機等の騒音、振動による工事公害等が発生しないように事前に周辺状況を確認し適切な工法とする。

２）すべての工事に際して、その工事内容を施工前に再度確認し、工事の円滑化及び事故防止、労働災害防止に努める。

２．仮設工事

１）現場事務所、作業員詰所、機材置場等については、敷地状況、工事条件等を十分に把握し適切なものとする。

２）工事現場の周辺又は工事の状況により仮囲い、足場等を設け安全管理に努める。

３）敷地周辺の交通量、交通規制、他工事の工事車両の走行等を十分考慮し、機械、資材等の搬入、搬出を検討するとともに、必要に応じて交通整理員を配置するなど、交通の危険防止に対処する。

４）仮設(電気、水道、電話)等は、本施設及び他工事との関係を十分考えて設置する。

５）仮設ヤードが不足する場合は、本市と協議の上、追加伐採を行い、仮設ヤードを増設することは可とする。

３．土工事

１）埋戻しは十分な締固めを行い、残留沈下が生じないよう施工する。

２）工事に支障を及ぼす湧水、雨水等の排水計画、根切り底、法面、掘削面に異常が起こらないように十分検討し施工する。

３）掘削は、本体工事に支障のないよう必要に応じた土留工、締切工等により所定の深さまで掘り下げ、床付け面は機械と人力を併用し平滑に仕上げる。

４）埋戻しは、作業に適した機材を用い、残留沈下が生じないよう十分突き固める。

５）埋戻し土の仮置き場は管理棟東側を予定するが、埋戻し土の仮置きを行うにあたっては、本体工事受注者と協議を行う。

６）残土等の処分は場内処分とし、その処分先は本体工事受注者と協議の上、本市の承諾を得る。

７）残土は十分な締固めを行い、雨水による浸食、崩壊が発生しないようにする。又、必要に応じて植生工を施す。

４．基礎工事

１）必要に応じて受注者にて地質調査し、設備荷重などもあわせて検討した上で必要となる地盤対策工を実施する。

２）割栗、砂利地業については、空隙のないように目潰し材を用い、ランマー等で突き固める。

５．コンクリート工事

コンクリート工事の施工は、「第 1 章、第 9 節」に規定する公共建築協会・標準仕様書、日本建築学会・鉄筋コンクリート仕様書（JASS5）及び土木学会・コンクリート標準示方書に基づいて行うほか、下記による。

１）コンクリート設計基準強度は、鉄筋コンクリート 21N/㎜^{2}、無筋コンクリート及び均しコンクリートは 18N/㎜^{2}以上とする。

２）コンクリートの調合管理強度は、構造体強度補正値を考慮すること。

３）テストピースは、打設ごと及びコンクリート 20～150m^3 以内ごとに採取し、4 週、強度の圧縮試験を公的機関で行い、試験成績表を提示する。

４）水槽部に使用するコンクリートについては、水密性に配慮したものとする。

５）コンクリートの打設は、必要な人力（突き棒、たたき他）と振動機の併用により十分締固め、密実なコンクリートとする。

６）水槽壁打設後、脱枠までの養生期間は、クラックの発生を抑制するため、極力長く確保する。

６．鉄筋工事

１）鉄筋は JISG3112、異形棒鋼（SD345、SD295A）に適合したものとする。

２）鉄筋はコンクリートの付着力を減ずるおそれがあるとみとめられる浮錆、油類、ごみ等を使用前に除去すること。

３）鉄筋は正しい位置に配置し、コンクリートを打っても動かないよう堅固に結束する。

４）鉄筋と型枠との間隔はスペーサーを用い正しく保持する。

５）組立てた鉄筋の上を直接歩行し、又、これに荷重を加えないよう保護する。

６）ガス圧接を行う場合は原則として、日本圧接協会制定の「鉄筋ガス圧接工事標準仕様書」に従い、ガス圧接技術検定における試験方法及び判断基準による技量を有する圧接技量資格者によるものとする。圧接部の抜取試験は超音波損傷試験とする。

７）鉄筋の組立はコンクリート打設に先立ち、本市の検査を受けるものとする。

7．型枠及び支保工事

1）型枠及び支保工事は、作業荷重、コンクリートの自重、側圧、及びコンクリート打設時の振動等の外力に耐え、ひずみ、狂いが生じない構造とする。

2）型枠は、コンクリートの打設位置、形状、寸法に対して正しく組立てる。

3）コンクリートへ埋め込みとなるスペーサーは鉄製又はコンクリート製とする。

4）型枠はコンクリート打ちに先立ち、原則として、本市の検査を受けるものとする。

5）型枠はコンクリートが必要とする支持力を有するまで取外してはならない。

8．鉄骨工事

1）鉄骨工事に用いる材料は、所定のものとする。

2）鉄骨は、所定の形状及び寸法を有し、所定の位置に架構されているものとする。

3）鉄骨は、構造耐力、耐久性、耐火性等に対する有害な欠陥がなく、接合部及び定着部は、作用する力を伝達できるものとする。

4）鉄骨制作工場は、国土交通大臣認定工場から選定し、本市の承諾を受けるものとする。

9．防水・防食工事

1）水槽防水

水槽の防水は、原則としてコンクリート躯体で止水するものとし、防水材は補助として使用する。打継場所には止水板を入れる。

2）浸出水ピット防水・防食

浸出水ピットの底面より 1 段目の踊り場（3.8m）までは内面防食被覆とし、それ以外は防水塗装以上とする。浸出水ピット仕上げは、水質、腐食環境に適応する無機質浸透性塗布防水、防食被覆（D1 種）を施工する。（**添付図面３**を参照のこと）

3）水張り試験

(1)調整槽及び処理水槽は、水張り試験を実施する。

(2)水張り試験は、防食塗装等の施工前に実施する。

(3)水張り試験は、事前に試験要領書を提出し、承諾を得るものとする。試験方法は、コンクリート躯体の吸水が落ち着いた後、24 時間以上水を張って、外壁部及び各水槽間の壁に漏水箇所がないことを確認する。なお、水張試験のための用水は淡水とし、その経費は受注者の負担とする。

(4)地下の水槽にあっては、漏水箇所の有無が確認されるまで埋戻してはならない。

(5)水張り試験用水は淡水とする。

４）水槽内部仕上げは、水質、腐食環境に適応する無機質浸透性塗布防水、又は、防食被覆を施工する。塗布前に躯体のレイタンス、ごみ等を除去後実施する。

10．左官工事

１）モルタル

(1)下地、下塗り及び下地処理面は清掃の上、表面を十分に湿らせてから施工する。塗り面の早期乾燥を防止するため、必要に応じ、湿潤養生を行う。

(2)機械、配管工事との工程の調整を行い、機械工事等の後に、仕上げ工事を実施するよう計画する。

(3)モルタル仕上げ工程において、機械、配管類を汚損しないよう十分に留意し、施工する。

(4)土間及び機械基礎の仕上げモルタルは、機械類設置後施工することを原則とする。

11．金物工事

１）ホイストレール、フック等

(1)建物各部の要所には、機器搬出入用のホイストレール又は吊り下げ用フックを取り付ける。

(2)フック等取り付け箇所のうち主要部はチェーンブロックを設ける。チェーンブロックは、必要に応じて電動式とする。

２）マンホール、足掛け金物等

水槽形状、点検頻度、機器類との取り合い等を考慮し、維持管理可能なようマンホール等を設ける。又、必要に応じて足掛金物（SUS 又は同等以上）を設ける。

３）手摺等

必要に応じて手摺等（SUS 又はアルミ製）を設ける。

４）異種金属で構成される金属製品の場合は、適切な方法により接触腐食を防止する対策を講じる。

12．建具工事

１）窓・枠など

(1)窓建具はアルミ製とし、建具方式は引き違いを原則とする。

(2)扉はアルミフラッシュドアとする（必要に応じ防音仕様又はエアータイトドアとする）。

(3)各部屋の連結扉は必要に応じ、防音構造とし、防音パッキンを設ける。

２）重量シャッターは、電動式とする。

３）外部手摺・歩廊は、周辺環境を考慮の上材質を決定する。

13. 浸出水処理棟及び前処理棟

浸出水処理施設は**添付図面２**に示す工事範囲に計画し、機械・設備は原則として建屋内に収納する。なお、浸出水処理棟と前処理棟は合棟とする。

１）建築規模

建築面積	[	]m^2
延床面積	[	]m^2
軒高さ	[	]m

２）構造及外部仕上

(1)構造	鉄骨 ALC 造り　耐震安全性の分類：Ⅱ類
(2)基礎	地盤支持力等の調査を行い最適な設計とする。 なお、地下水槽部は別途レベル 2 地震動による照査を実施する。
(3)屋根	ガルバリウム鋼板(同等品以上)断熱材裏貼とする。 勾配屋根とし、建物全体が周囲の景観にマッチしたデザイン及び仕上げとする。
(4)外部仕上	複層塗材仕上げとする。 景観に配慮した色彩とする。

３）各室配置

次に示す室を配置計画する。各室の配置は合理的で機能的な配置を計画する。

	用途	面積	内部仕上
処理室	・適当な箇所に手洗い・洗眼器を設ける。	［　］m^2 程度	床：コンクリート金ゴテの上防塵塗装 壁：ALC 素地 必要に応じ耐薬品仕上げ
管理室	・動力制御盤を設置する。 ・日報データ蓄積用パソコン、帳票打ち出し用プリンタを配置する。 ・事務机・椅子各必要分、 ・埋立ガス、漏水検知システム、内部カメラ用等のモニターを設置できるスペースを確保する。	〔　〕m^2 程度	床：コンクリート金ゴテの上防塵塗装 壁：石こうボード下地、ビニールクロス貼り 天井：LGS 下地岩綿化粧吸音板貼り ※窓はブラインドを設ける。
倉庫	薬品、予備品類が収納できるスペース及び棚を有するものとする。	$15m^2$ 程度	床：コンクリート金ゴテの上防塵塗装 壁：ALC 素地
便所	・男女共通：大便器 1	－	床：磁器質モザイクタイル貼り 壁：磁器質タイル貼り 天井：珪酸カルシウム板貼 EP

13. 建築機械設備

1）給排水衛生設備

(1)給水設備

生活用水浄化ユニットにより地下水を浄化した後の用水を利用し、手洗い等必要箇所へ供給する。

(2)排水設備

各設備から排出される排水について、トイレ等の生活排水は浄化槽（別途工事）へ、床排水等その他の排水は調整槽へ移送し、処理して再利用する。

2）空調・換気設備

管理室に冷暖房設備を設ける。又、必要な箇所に換気設備を設ける。

3）消防用設備

消防法に基づく自動火災報知器、及び消火設備等を設ける。

又、埋立地で設置する消防用設備の警報表示を行う。

第３節　電気設備

１．設備及び工事概要

１）本設備は、施設の運転及び維持管理に必要なすべての電気設備及び配線工事を含むものとする。

(1)受変電設備及び配線工事

(2)配電盤設備工事

(3)動力設備及び配線工事

(4)照明等設備及び配線工事

(5)その他、建築付帯電気設備工事

２）使用する電気設備及び機材は、第 1 章、第 9 節に示す規定に適合したものとするほか下記による。

(1)受電にあたっての各種許認可手続き及び受電容量の申請手続きは、受注者が代行するものとし、これに要する費用は受注者の負担とする。

３）施設で使用する電圧区分は次のとおりとする。

(1)受電方式	ＡＣ三相３線式　6,600V　60Hz　１回線（予定）	
(2)配電方式	高圧　ＡＣ三相３線式　6,600V（予定）	
	低圧　プラント動力　[　　]式	220V、440V
	建築用動力　[　　]式	220V、440V
	照明　[　　]式	210-105V
	計装電源　[　　]式	100V
	制御回路　[　　]式	100V
	[　　]式	100V、24V

ただし、特殊なもの、小容量なものは含まない。

２．受変電設備

１）設備容量は、施設（最終処分場及び管理棟を含む）で使用する電力の他に、適切な余裕を持ったものとする。

２）消防庁認定品とする。

３）隣接する埋立地及び管理棟(共に別途工事)で使用する電力(合計約 350kW)についても本設備においてまとめて受電すること。又、埋立地で設置する電灯分電盤、動力制御盤への一次側配管配線も本工事範囲とする。

４）設備内容

(1)高圧受電盤

①　形式	屋外型垂直自立型前面扉	
②　数量	[　　]面	

③　主要取付機器を明記する　[　　]

④　VBC、断路器（DS）との機械的インターロックをとるものとする。

(2)変圧器盤(動力用、照明用)

①　形式　　屋外型垂直自立型前面扉

②　数量　　[　　]面

③　主要取付機器を明記する　変圧器他

(3) コンデンサー盤

①　形式　　屋外型垂直自立型前面扉

②　数量　　[　　]面

③　主要取付機器を明記する　変圧器

④　コンデンサーバンク数　　[２]台以上（自動力率調整機能付）

５）その他

本体工事、管理棟工事で設置される太陽光発電設備を低圧連携させる場合は、受電盤内にOVGR（地絡過電圧リレー)、バックアップ用電源を設けることとする。

又、電気事業者側への逆潮流無しの場合は、RPR（逆電力リレー）を設けるものとする。

なお、管理棟から太陽光発電に必要な配管配線工事は本工事に含むものとする。

注記１：配電盤を兼ねるものとする。

注記２：各変圧器及び進相コンデンサーについては、容量算定根拠(計算書)を提出する。

注記３：高圧受電盤と列盤とする。

３．動力制御盤、監視盤設備

１）下記の設備を作業性、保守管理の容易性等を考慮して設置するものとする。又、盤の面数、大きさ及び構造等は施設の規模、周辺の条件に適合したものとする。

２）設備内容

(1)動力制御盤

①　形式　　垂直自立型前面扉(電磁集合盤)

②　数量　　[　　]面

③　主要取付機器を明記する　[　　]

④　特記事項　　：実装予備として各盤5%以上含むものとする。
ランプ、ヒューズ類は取付数の100%とする。

(2)監視盤

①　形式　　垂直自立型

②　数量　　[　　]面

③　主要取付機器を明記する　［　　］

４．動力設備

１）機器の運転及び制御は容易かつ確実な方式とする。電気機器類の配置は、維持管理の容易性を配慮したものとする。

２）停電に際し、必要なものは復電時の自動復帰回路を設ける。

３）動力制御盤には必要に応じて電流計、指示計、周波数計、各表示ランプ（LED)、操作スイッチ等を設け運転管理が適正に行えるよう配慮するとともに、施設内の各設備、機器類に応じて配置し、供電するものとする。

５．動力配線工事

１）配線材料は下記を使用する。

(1)高圧回路	6,600V　CE、CET ケーブル又は同等品以上とする。
(2)低圧動力回路	200V　CE、CET ケーブル又は同等品以上とする。
(3)電灯、コンセント回路	200V　IE 電線又は同等品以上とする。
(4)制御回路	200V　CEE ケーブル又は同等品以上とする。
(5)接地回路	200V　IE 電線又は同等品以上とする。

２）配線工事はダクト、ラック等を用いた集中布設方式を原則とする。なお、ダクト、ラックは屋内アルミ製、屋外 SS(亜鉛メッキ塗装)製を原則とする。

又、地中埋設ケーブルは電線管（PE）又は可撓電線管（FEP）等で保護するものとする。

３）機器への配線接続は丸型圧着端子で取り付けるとともに、ビニル被覆プリカチューブ等で保護する。

４）接地工事は関係法規に準拠し施工する。又、必要に応じて避雷設備を設けるものとする。

５）電動機が水中に没する機器には漏電遮断器を設け、トリップの際は警報監視盤に移報する。

６）コンクリート躯体に打込む電線管は鋼管又は PF 管とし、露出電線管は鋼管（厚鋼）又は HIVE 管とする。

７）添付図面２の範囲を予定する電線管の敷設については原則、埋設とし、ただし、ケーブル類の配線工事はすべて本工事で結線する。そのために必要となるハンドホールは設けるものとする。

6．屋内照明及び屋外照明設備

1）屋内照明は LED 照明器具を採用し、機器の運転管理上安全な作業ができるよう十分な明るさを確保し、消防法、建築基準法による誘導灯、非常用照明とともに停電時の保安、運転に必要な照明を設ける。

又、必要箇所には接地端子付コンセントを設ける。

2）屋外照明は、敷地及び浸出水処理施設出入口付近や周辺道路において夜間も安全に作業ができるよう効率的に随所に配置する。必要に応じて人感センサーにて自動的に点灯点滅するものとする。

3）埋立地外壁投光器点検用リモコンスイッチ（2 線式）を浸出水処理施設に設け、埋立地端子盤まで配管は途中渡し、ケーブル類はすべて配線する。投光器、端子盤及びリモコン回路は埋立地工事とする。

7．その他建築付帯電気設備

1）非常通報装置

監視システムからの非常通報装置及び埋立地内の異常ガス濃度警告ブザーを設ける。なお、通報先は、別途協議とする。非常通報装置稼働に伴う電話引込み等については、本工事に含むものとする。

埋立地に設置する端子盤までの配管は途中渡し、配線はすべて本工事に含むものとする。

2）電話設備

前処理施設・浸出水処理施設の必要箇所に内線電話を設ける。

第４節　計装設備

本施設の運転管理は、原則として集中監視方式とし、処理効率の向上、処理の安定化、省力・省エネルギー化が図られるものとする。

１．計装盤

１）下記の設備を作業性、保守管理の容易性等を考慮して設置する。又、盤の面数、大きさ及び構造等は施設の規模、周辺の条件に適合したものとする。

２）処理状況、各機器の稼働状況、自動計測機器等を監視できるよう計画する。

３）計装盤において、プラントの運転、維持管理上必要とされる重要項目については、指示、調節及び警報表示を行う。

４）各機器の運転状態をわかるようにする。ポンプ類の空運転防止及び故障時の表示を行う。

５）各機器の故障、プロセス変量における異常等については、警報表示等をフリッカーさせ、ブザーで警報する。

６）設備内容

(1)計装盤

①　形式	垂直自立型前面扉	
②　数量	[　　]	面
③　主要取付機器を明記する	[　　]	

注記１：「2.計装機器」に記す計器類部を収納する。

７）必要に応じて避雷設備を設けるものとする。

２．計装機器

１）必要な計装機器を設置し、これらの項目は計装盤にて監視する。又、可能なものは現場指示も行う。

２）原水流入量を記録積算するために、原水流量計を設置する。又、調整槽の貯水量を計測・記録する。

３）処理水量(分離液量を除く)を記録積算するための、電磁流量計又はせき式流量計１台を設置する。

４）散水量を記録積算するため、散水ポンプからの配管途中に電磁流量計を設置する。

５）前処理施設からの洗浄排水を記録積算するため、洗浄排水移送ポンプからの配管途中に電磁流量計を設置する。

６）処理水の監視として、処理水槽に電気伝導率計、pH 計を設ける。

７）下記の計装機器を適宜計画する。

(1)pH 計(必要に応じて調節・記録計含)

(2)流量計(必要に応じて記録積算計含)
(3)水位計（必要に応じて記録計を含む)
(4)時間計（積算できるもの)
(5)レベルスイッチ
(6)電気伝導率計(記録計含)
(7)その他必要とする計装機器

3．監視システム

管理室において、本施設及び最終処分場の監視及び運転ができるものとする。ただし、管理棟については、監視のみとするが管理用監視用モニター及びそれに伴う配管、配線工事は本工事とする。又、管理室は、空調、照明等室内環境に十分留意する。

1）監視システムにおいて、流量、pH 等維持管理上必要とされる重要項目については、記録、積算を行う。

2）設備内容

工業用パソコンを用いたデータロガシステム等とし、モニター等は汎用品を使用することとし、別途容易に交換可能な方式とする。計測データの表示、日報及び月報等のデータの保存を行う。又、CSV 出力ができるものとする。

カラーインクジェットプリンタ(A4)、OA ラックを附属する。

3）停電時

商用電源が停電した際、無停電にてデータ保護用電源に切り替わり、一定時間が経過した後自動的にデータ保存後シャットダウンするシステムとする。

4．計装用配線、配管

1）盤内配線、電送配線は計装専用ケーブルを使用する。又、サージ対策、ノイズ防止及び誘導障害対策等のために必要な保安器、シールド等を考慮する。

2）配管は取り外し方向等に注意し、閉塞等が生じないよう配慮する。又、振動、異常温度等の障害となるものへの対策を考慮する。

3）配管は、将来的な維持管理及び機能増設等を見越し、ケーブル等の敷設が施設運営の妨げにならないよう配慮し、予備管を設ける。

第５節　配管設備等

配管設備等の使用材料のうち、監督官庁又は JIS 規格等の適用を受ける場合は、これらの規定に適合し、流体に適した材質のものを使用するものとし、施工及び仕様については、以下の要件を満足させるものとする。

１）配管の敷設は、可能なかぎり集合させ、作業性、外観を配慮する。

２）配管は、分解、取り外しが可能なように、適所にフランジ、ユニオン等の継手を設ける。

３）施設内配管については、作業者の歩行を妨げぬよう、床下にパイプスペースを確保し、蓋を設置する。その際、配管のメンテナンスができるよう容易に開閉できる構造とする。

４）ポンプ、機器との接続にあたっては、保守、点検が容易な接続方法とすると共に必要に応じて防振継手を設置する。

５）埋込管、スリーブ管は強度、耐食性、耐震性を考慮した材質とする。

６）槽内及び腐食性箇所又は点検、整備が困難な箇所の材質は耐食性材質とする。

７）配管の支持・固定は容易に振動しないように、吊り金具、支持金具等を用いて、適切な間隔に支持・固定する。

８）支持金具は管の伸縮、荷重、地震に耐えうるもので、十分な支持強度を有し、必要に応じて防振構造とする。

９）施設内の適所に給水栓等を設ける。

10）地中埋設にあたっては、電線管（PE）又は可撓電線管（FEP）等を採用し、埋設位置を表示する。鋼管においては必要に応じて外面の防食施工を行う。また、埋設管のコンクリート貫通部は耐震性を考慮する。

11）凍結及び結露を防止するため、必要に応じて保温、防露工事を施工する。

12）試料採取用コック及び水抜きのドレンコック等を必要に応じて適所に設ける。

13）主要配管及び弁類は下記の仕様を標準とする。

(1)配管関係

①汚水系統〔硬質塩ビ管、ステンレス管〕

②汚泥系統〔硬質塩ビ管、ステンレス管〕

③空気系統〔亜鉛メッキ鋼管、硬質塩ビ管〕

④薬品系統〔硬質塩ビ管、樹脂製チューブ〕

⑤給水系統〔硬質塩ビ管、亜鉛メッキ鋼管〕

⑥排水系統〔硬質塩ビ管、亜鉛メッキ鋼管、排水用鋳鉄管〕

⑦油系統　〔黒ガス鋼管、白ガス鋼管〕

14）弁関係

原則として JIS10kg/cm^2、又は、日本水道協会規格に準じた弁を使用する。汚泥等の詰まり、腐食等を十分に考慮した型式、材質とする。

第６節　塗装工事

１）塗装は防食機能及び美観に十分配慮する。

２）指定色(仕上色)及び塗装については、あらかじめ資料及び見本を提出して、本市の承諾を受けるものとする。

３）配管の塗装については、流体別に色別し、流方向、名称を明示する。又、蓋等に水槽の名称も明示する。

巻末資料１

最終処分場施設内の水利用について

最終処分場の水循環は下図１のとおりである。

埋立期間中の必要補給水は最終処分場の施設として 3.1m³/日（プラント用水)、管理棟の生活水として 0.6m³/日（生活用水）である。

プラント用水の補給水は、調整池に設ける取水ピットからポンプにて取水し、生活用水は地下水を集水したピットからポンプにて取水する。

取水については雨水、地下水によることから、安定的な水量の確保が不明であるため、補給水量を抑えた計画としている。

なお、以下のフロー（案）は、計画時の想定であり、必要に応じて見直しを行う。

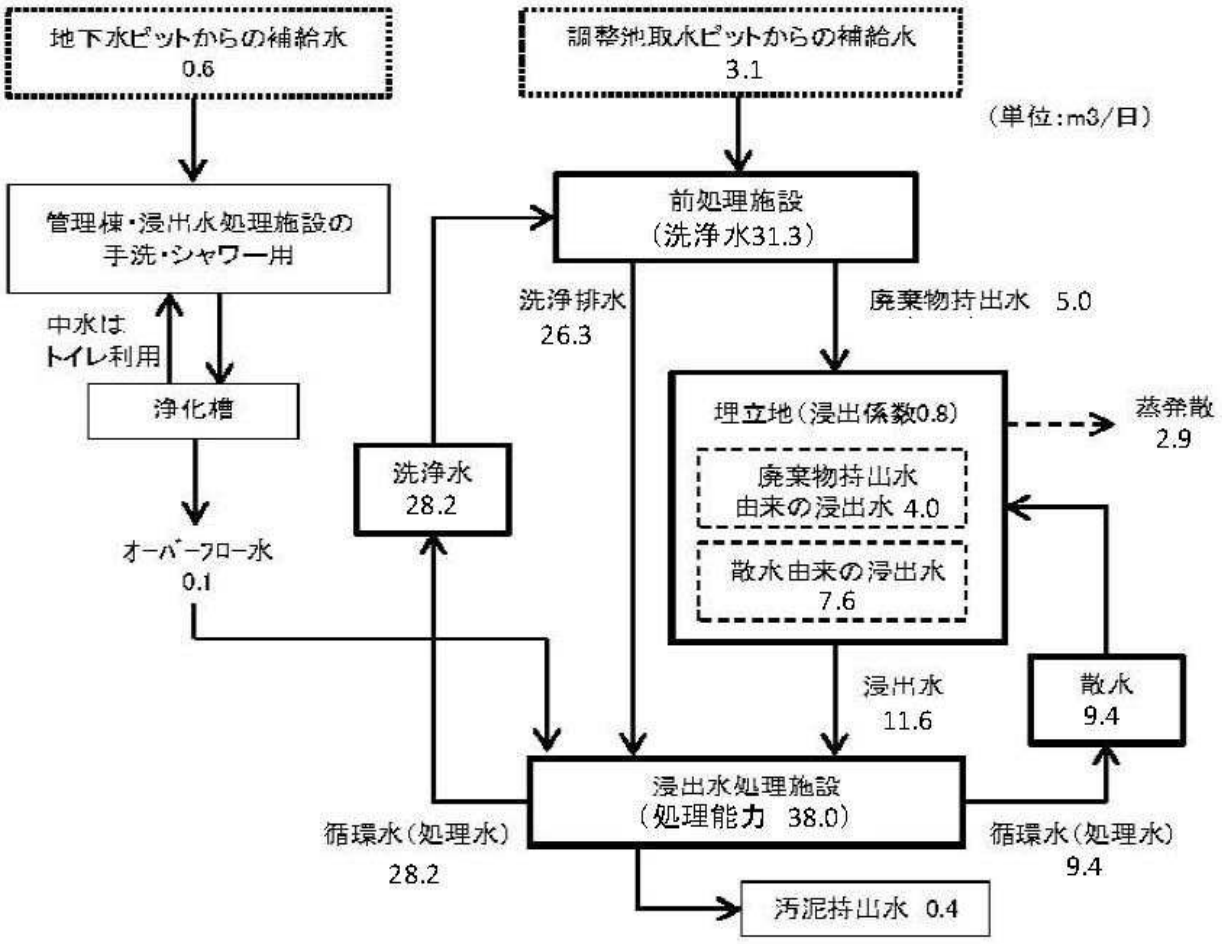

図１　水循環フロー（案）

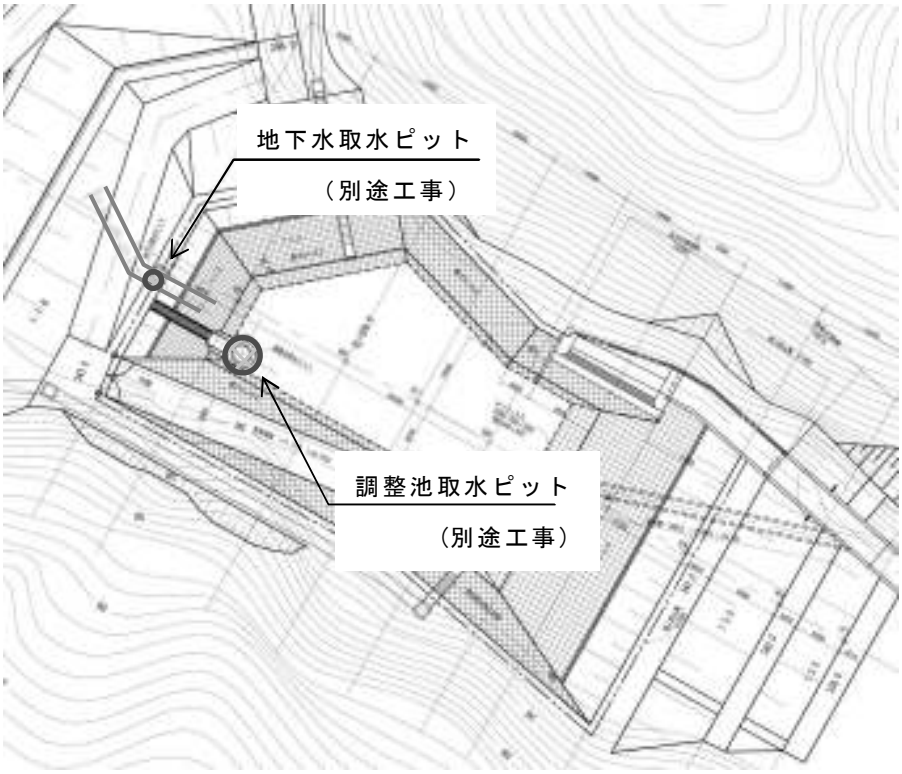

図２　取水設備の位置

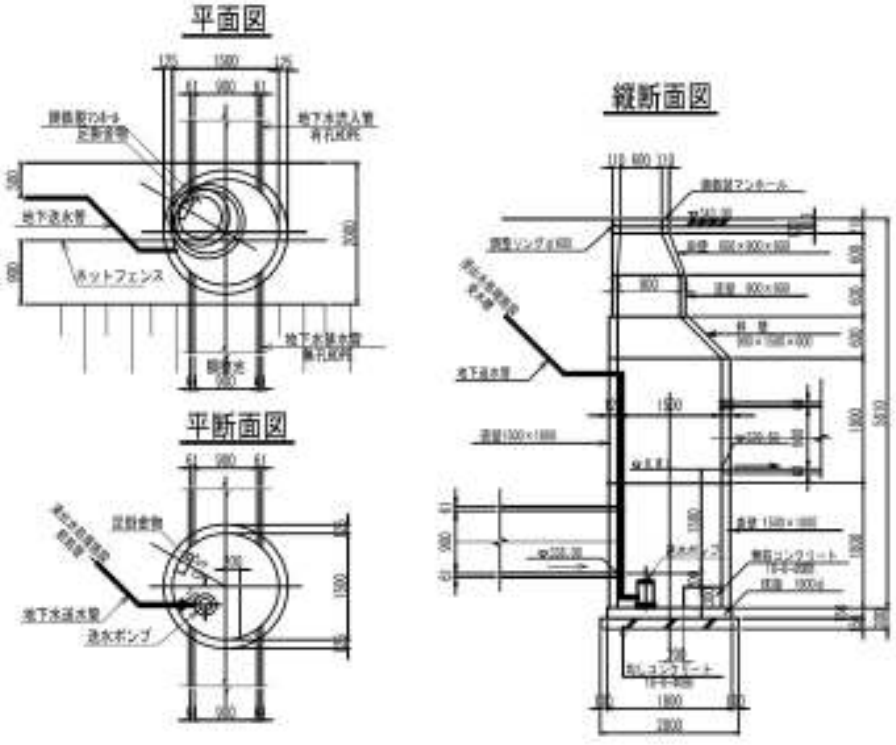

※形状については変更する場合がある。

図３　地下水取水ピット構造図（生活用水）

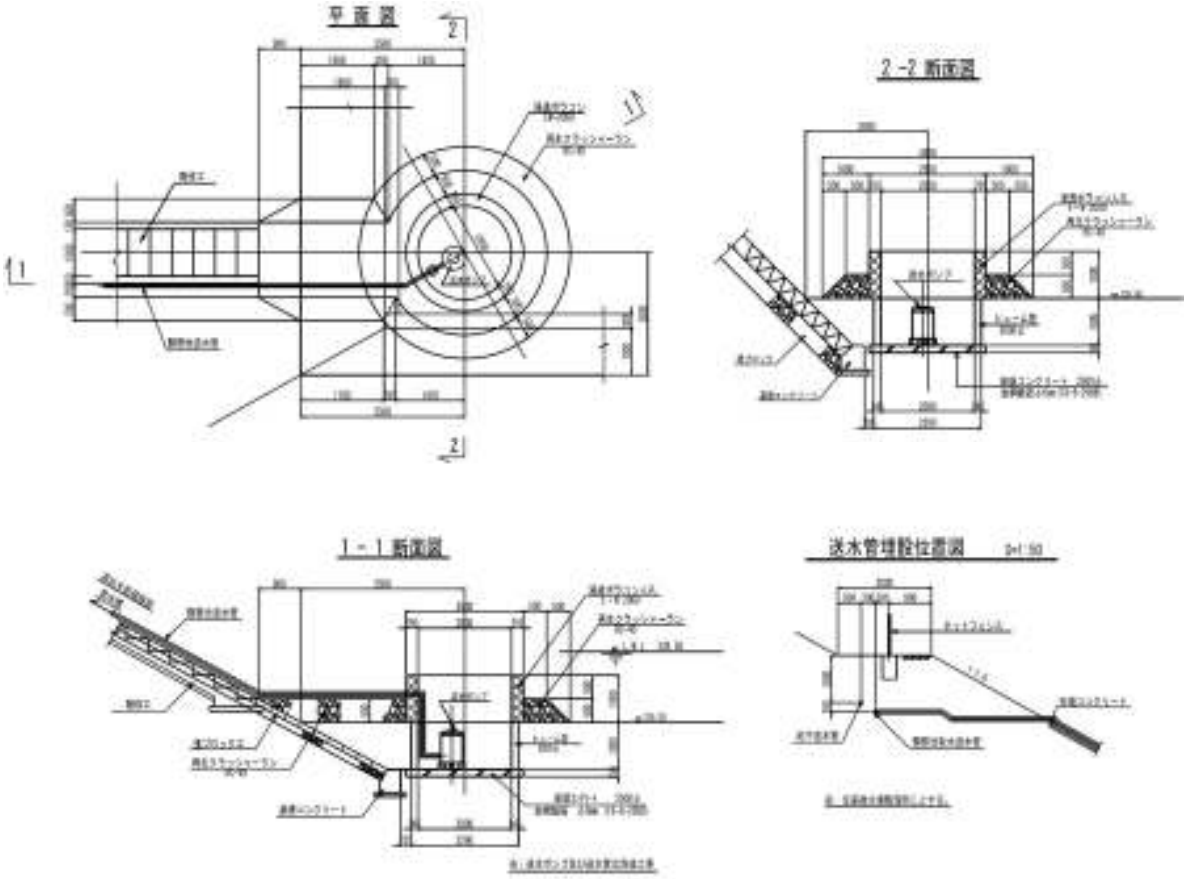

※形状については変更する場合がある。

図４　調整池取水ピット構造図（プラント用水）

取水設備からの配管は埋設で、以下のルートとする。

■生 活 用 水 ： 地下水取水ピット
→ 生活用水貯留槽（本施設）
→ 本施設内給水配管
→ 管理棟受水槽（管理棟受水槽は別途工事）
→ 管理棟内及び屋外便所給水配管（別途工事）

■プラント用水： 調整池取水ピット
→プラント用水貯留槽（本施設）

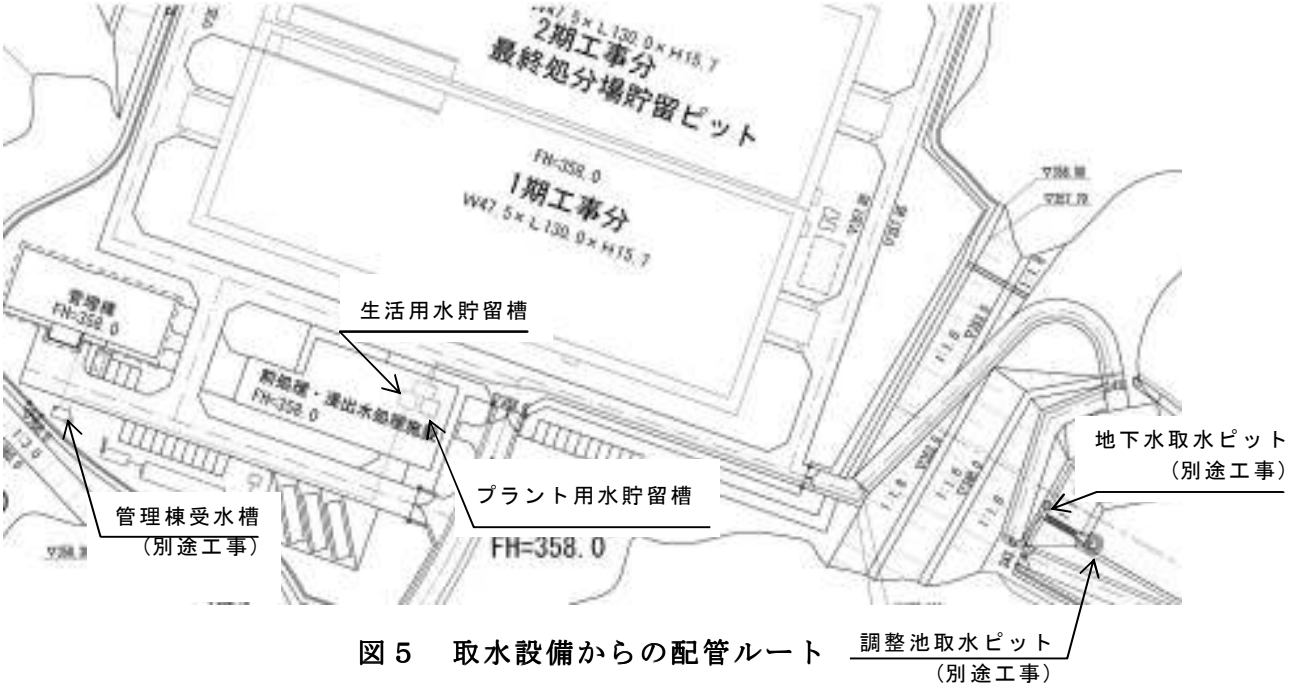

図５　取水設備からの配管ルート

プラント用水貯留槽として16m³以上と生活用水貯留槽として3m³以上の容量を確保する。

特　記　仕　様　書　（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
共通	共通	☑ 本工事の施工にあたっては、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（平成２４年７月）に準じて行うものとする。
		☑ 津市工事請負契約約款、図面及び別紙特記仕様書（施工条件明示一覧表）並びに特記事項は、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（平成２４年７月）に優先する。
		☑ 本工事はすべて設計図書（図面、仕様書並びに現場説明書及び現場説明に対する質問解答書を含む）によるほか、津市契約規則及び津市建設工事執行規則により執行する。
		☑ 設計図書において疑義が生じた場合は監督員の指示による。
	施工計画	☑ 品質及び出来形の基準値・規格値について、三重県公共工事共通仕様書で定めのない工種は、監督員との協議による。
		☑ 選任を必要とする作業においては、作業主任者等を配置し、必要な資格者一覧を作成するとともに免許の写しを提出するものとする。
		☑ 工事中の安全確保のため、労働安全に結びつく労働者が保有する資格者（クレーン運転士、玉掛作業者など）の一覧を作成しその資格証の写しを提出するものとする。
	施工体制台帳等	☑ 受注者は、監理技術者（入札条件で配置を定めた場合を含む）を専任した現場においては、下請金額にかかわらず施工体制台帳及び施工体系図を整備し、提出するものとする。
	工事測量	☑ 施工前に、基準点、KBM、縦横断面及び工事区間内の境界の確認の測量を行い、その結果を監督員に報告するものとする。
		☐ 工事区間内の境界は、受注者の責任において原形復旧できる資料を作成、保存し、調査資料は監督員へ１部提出するものとする。
	施工	☑ 契約書、設計書及び仕様書に明示されていない事項であっても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取合いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担で処理するものとする。
		☐ 工事中（養生中を含む）の隣接家屋の乗り入れについては、所有者と十分に協議の上、必要に応じ、鉄板等にて対応するものとする。
		☑ 排水構造物の施工については、常時通水可能な状態を確保し、異常時には臨機の措置を講じるものとする。
工程	工程	☑ 本工事の工期は、休日、雨天のほか、社会的制約条件による要因を考慮してのものである。
	関係機関協議	☐ 施工前、ゴミ置場等施工上移設が生じる場合は、所有者、関係自治会等調整し移設場所を確定し、回覧等により周知徹底を行うものとする。他の物件で移設が生じる場合も、同様の扱いとする。
		☑ 受注者は、工事着手前はもとより、工事期間中を通じて、必要の都度、工事内容を地元住民及び通行人等関係者に周知し、工事への協力を求めるための文書を配布するなど必要な措置を講ずるものとする。
		☐ 地下埋設物の対応について、各管理者と監督員の立会のもと、試掘調査を行うものとする。
		☐ 施工箇所付近に占用物件が予想される場合には、工事施工に先立って地下埋設（上空占用を含む）の詳細情報を関係機関から調査収集し、受注者より各管理者と現地立会を行うなど、施工に際し十分に協議確認を行うものとする。
		☐ 地下埋設物及び上空占用物を誤って切断した場合の緊急時の対策として、必ず監督員まで詳細を報告し、速やかに関係機関へ連絡を取るとともに周辺住民に対しても適切な処置を行うものとする。
		☑ 他の工事等と重複する場合も考えられるため、施工時期や交通規制等に綿密な調整を図り、十分な配慮をもって施工するものとする。
	官公庁への手続き等	☑ 交通障害に伴う道路使用許可の手続き、消防への工事届け等を速やかに行うものとする。なお、道路使用許可申請にかかる手数料は、受注者の負担とする。
用地・補償関係	事業損失	☐ 家屋事前調査は、調査前に対象住民への周知を行い、調査後に工事着手するものとする。
		☑ 受注者の責における金銭的補償等は、受注者の責任において適切に処理するものとする。補償対象者より領収書、承諾書等を徴収し、監督員に報告するものとする。ただし、その内容によっては、市と受注者が協議し、市が処理する場合もある。
	民地の保全	☐ 官民若しくは民民の境界を示すもの（杭、鋲、プレート等）が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。
		☑ 工事により境界杭等が破損、亡失した場合は、工事完了後復元を行うものとする。その際には、関係者と立会、承認を得るものとする。

（注）上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市　平成26年7月

特　記　仕　様　書　（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
安全対策	工事中の安全確保	□ 施工箇所において、通学路であった場合は、対象の学校と十分協議をし、工程の調整を図るものとし、通学者の安全を確保するものとする。
		☑ 資機材の搬出入と通行時間は適切な時間帯に行い、沿線住民等への周知を図るものとする。これにより難い場合は、関係自治会等と協議を行うものとする。
		☑ 地山掘削・床掘時は、既設構造物に損傷が出ないように、適切な措置を行うものとする。また、万が一損傷を与えた場合には、受注者の責において対処するものとする。
		☑ 図示してある掘削及び床掘については、計算用に用いた線であり、施工段階では各安全法令を遵守し施工状況、地下水等を考慮し現場にあわせた勾配等、対策を講じて施工するものとする。
		□ 工種（　　）について、施工日の即日開放を原則とする。
		□ 工種（　　）について、事前に（　　警察署）と立会を行い、確認後、施工を行うものとする。
		☑ 現場代理人は、豪雨、出水、その他の天災に対しては、平素から気象情報などについて十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておくものとする。
		☑ 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所はその日のうちに補修を行うものとする。
	交通安全管理	☑ 工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という）を配置し、公衆の交通の安全を確保するものとする。
		☑ 交通誘導警備員のうち１人は有資格者（平成１７年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる１級又は２級検定合格者）または、交通の誘導・整理の実務経験３年以上の者を配置するものとする。
		☑ 受注者は、交通誘導警備員を雇用するにあたり、その警備会社と雇用期間中等労働条件並びに傷害保険等に関する契約書を締結し、その契約書（写し）を監督員に提出すること。また、交通誘導警備員の配置者一覧表（資格・実務経験年数を明示したもの）及び配置者名の明記された伝票を監督員へ提示するものとする（但し、監督員が提出を求めた場合は提出するものとする）。
		☑ 交通誘導警備員に一日一日の工事（どこまで進入できるか等）を十分把握させ、地元車両の出入り等、交通整理に円滑な処置がとれるようにするものとする。
環境対策	環境対策	☑ 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び人家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。
		☑ 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂または濾過施設を通して放流するものとする。
資料作成	提出書類	☑ 工事日誌については、監督員が指示した場合、提出するものとする。
		☑ 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、３枚１組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数２部　用紙サイズ：Ａ４）
		☑ 工事完成報告書の提出部数は２部とする。
		☑ 受注者は、工事に使用する次の材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、事前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。 ・アスファルト混合物（事前認定審査を受けた混合物の認定書の写し）、生コンクリート（製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料）、購入土、砕石（新材）等 ・監督員が提出を求めたもの
	部分下請負通知書	☑ 受注者は、工事の一部分において下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出するものとする。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。
		☑ 特定建設業者で下請負金額の総額が、建設業法第３条第１項第２号の政令で定める金額以上の場合、受注者は、本工事をつかさどる監理技術者の資格証明書の写しを提出するものとする。
		☑ 受注者は、工事の一部分において建設業に限らず下請け（測量、交通誘導警備員、家屋調査等）させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出するものとする。下請負の内訳には主任技術者を作業責任者と読み替えて記載するものとする。なお、下請業者の当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。

（注）上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市　平成26年7月

特　記　仕　様　書　（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
支払いに関する事項	前金支払いに関する事項	☑ 請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。また、継続費支弁の２年度以上にわたる契約の場合、当該継続費の各年度の年割額に相当する部分に対して支払うものとする。 平成２７年度以降の前払金については、前会計年度年割額分を施工した後でなければ、請求できないものとする。
その他	名札	☑ 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。 ＜名札の例＞ **主任・監理技術者** 写　真 2cm×3cm 程度 氏　名　　○○　○○ 工事名　　○○○○工事 工　期　　自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会　社　　○○建設株式会社　印 注１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 注２）所属会社の社印とする。
その他	部分使用	☐ 部分使用箇所（　　） ☐ 部分使用時期（　　） ☐ 部分使用目的（　　）
	部分引渡し	☐ 部分引渡し指定部分（　別途説明書に記載　　） ☐ 部分引渡し時期（　　）
	巡回	☑ 当工事は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において工事中の施工状況の確認等を行う現場パトロールの対象となる。
	その他	☑ 当工事の部分払は、津市工事請負契約約款第３７条に基づき、その請求に応じてこれを行うが、部分払のできる回数は、津市建設工事執行規則に基づき５回以内とする。 ☑ 当工事における各年度の事業費の割合は以下のとおりとする。 平成２６年度　　１%程度 平成２７年度　　９９%程度

(注) 上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	☑ 別途工事との工程調整が必要あり	☑ 調整項目（ □ 資材等の流用 ☑ 仮設及び工事用道路等の調整 □ 建設機械等の調整 ☑ 施工順序の調整 □ その他（ ） □ 別途協議 ）
	□ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	□ 制限する工種名（ ） 施工時期及び施工時間（ ） 施工方法（ ）
	□ 工期	□ 工期は、繰越手続きが完了後、契約の日から（ ）日間に変更します。
	□ 他機関との協議が未完了	□ 協議が必要な機関名（ ） 協議完了見込み時期（ ）
	□ 占用物件との工程調整の必要あり	□ 占用物件名（□ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他（ ））
	□ その他（ ）	□ その他（ ）
用地関係	□ 用地補償物件の未処理箇所あり	□ 未処理箇所（□ 別添図 □ No. ～No. □ 別途協議 ）
		□ 完了見込み時期（ □ 平成 年 月頃 □ 別途協議 ）
	□ 仮設ヤードの有無	□ 仮設ヤード（□ 官有地 □ 民有地 □ その他（ ） □ 別途協議 ）
		□ 仮設ヤード使用期間（ ）
		□ 仮設ヤードからの運搬距離（Ｌ＝ km）
	□ その他（ ）	□ 使用条件・復旧方法（ ）
		□ その他（ ）
公害対策関係	☑ 施工方法の制限あり	☑ 制限項目 （☑ 騒音 ☑ 振動 ☑ 水質 ☑ 粉じん ☑ 排出ガス ☑ その他（環境影響評価書の保全措置を講じること））
		□ 施工方法等（□ 指定工法名（ ）□ その他（ ） □ 別途協議 ）
		□ 施工時期 （ ）
	□ 事業損失防止に関する調査あり	□ 調査項目 （□ 騒音測定 □ 振動測定 □ 水質調査 □ 近接家屋の事前・事後調査 □ 地盤沈下測定 □ 地下水位等の測定 □ その他（ ） □ 別途協議 ）
		□ 調査方法 （□ 別途資料 □ その他（ ） □ 別途協議 ）
		□ 調査費 （□ 別途資料 □ その他（ ） □ 別途協議 ）
	□ その他（ ）	□ その他（ ）
安全対策関係	☑ 交通安全施設等の指定あり	☑ 交通安全施設等の配置 （□ 別途図面 □ その他（ ） ☑ 別途協議 ）
		☑ 交通管理要員の配置 （□ 別途図面 □ その他（ ） ☑ 別途協議 ）
		□ 指定路線 ☑ 指定路線以外
		□ 配置人員数（別途図参照人） （うち交通誘導警備員Ａ（ 人））
		（注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員Ａが配置できない場合は変更の対象とする。）
		□ 施工時間の制限
	□ 近接公共施設等に対する制限	□ 工法制限あり
		・近接公共施設名等 （□ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他（ ））
		・制限を受ける工種 （ ）
		・制限内容 （ ）
	□ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	□ 安全防護施設等の配置 （□ 別途図面 □ その他（ ） □ 別途協議 ）
		□ 保安要員の配置 （□ 別途図面 □ その他（ ） □ 別途協議 ）
	□ イメージアップ経費適用工事	□ イメージアップの内容（率分）（ ）
		□ イメージアップの内容（積上）（ ）
	□ その他（ ）	□ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津　市

平成26年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事用道路関係	☑ 一般道路（搬入路）の使用制限あり ☐ 仮設道路の設置条件あり	☑ 経路及び使用期間の制限内容 （☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☑ 別途協議 ） ☐ 使用中及び使用後の措置 （☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 用地及び構造 （☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 安全施設 （☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 使用中及び使用後の措置 （☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ その他（ ）
仮設備関係	☑ 仮設備の設置条件あり ☐ 仮設物の構造及び施工方法の指定 ☐ その他（ ）	☑ 使用期間及び借地条件 （☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☑ 別途協議 ） ☐ 転用あり（ 回） ☐ 兼用あり（ ） ☐ その他（ ） ☐ 構造及び設計条件 （☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 施工方法（ ） ☐ その他（ ）
残土・産業廃棄物関係	☐ 残土処分（自由処分） ☐ 残土処分（指定処分・他工事流用） ☐ 産業廃棄物の処理条件あり ☐ 提出書類あり ☐ その他（ ）	☐ 残土処分地（☐ 別途資料 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） 運搬距離（Ｌ＝暫定８㎞） ☐ 処分地の処理条件あり （☐ 押土整地 ☐ その他（ ）） ☐ 産業廃棄物の種類 （☐ コン塊 ☐ アス塊 ☐ 木材 ☐ 汚泥 ☐ その他（ ）） ☐ 産業廃棄物の処分地 （☐ 再生処分場（ ） ☐ 最終処分場（ ） ☐ 別添図書 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） 運搬距離（Ｌ＝ ㎞） 【注：その他の項目（ ）については、処分地を指定しなければならない場合にのみ記入のこと。】 ☐ 処分地での処理費 （☐ 計上あり（☐ 処理料 ☐ 押土整地 ☐ 被覆土） ☐ その他（ ） ☐ 別途協議） ☐ 処分場の受入条件 （ ） ☐ その他（ ）
工事支障物件関係	☐ 工事支障物件あり ☐ その他	☐ 支障物件名 （☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 有線 ☐ その他（ ）） ☐ 移設時期 （☐ 平成 年 月 頃 ☐ 別途協議） ☐ 防護 （ ） ☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津　市

平成26年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
排水工（濁水処理を含む）関係	☑ 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり ☐ 水質調査等必要あり ☐ その他（　　）	☑ 項目及び基準値（津市新最終処分場等施設整備に係る環境影響評価書に記載） ☐ 調査項目（　　） ☐ その他（　　）
薬液注入関係	☐ 薬液注入工法等の指定あり ☐ 提出書類あり ☐ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 ☐ その他（　　）	☐ 工法区分（　　）　材料種類（　　）　施工範囲（　　） ☐ 削孔数量（　　）　注入量　（　　）　その他　（　　） ☐ 工法関係（　　）　材料関係（　　） ☐ その他（　　）
再生材使用関係	☑ 再生材使用の指定あり ☐ 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） ☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について ☐ その他（　　）	☑ 再生材の種類（ ☐ 再生Ａｓコン ☐ 再生路盤材 ☑ 再生クラッシャーラン ☐ 道路用盛土材 ☐ 再生コン砂 ） ☑ 再生材が使用出来ない場合の措置（ ☐ 新材に変更 ☐ その他（　　）☑ 別途協議 ） ☐ 再生コンクリート砂（１購入先当たり１検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） ☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 （認定製品の品名：　　） 【注：認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】 ☑ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名：　間伐材製工事用バリケード・看板・標示板・ガードフェンス、緑化基盤材、石こうボード ） ☐ その他（　　）
その他	☐ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり ☐ 現場発生品あり ☐ 支給品あり ☐ 盛土材等工事間流用あり ☐ その他（　　）	☐ 保管場所（　　）　期間（　　）　その他（　　） ☐ 品名（　　）　数量（　　）　保管場所（　　）　その他（　　）） ☐ 品名（　　）　数量（　　）　引渡場所（　　） 時期（平成　　年　　月　　日）　その他（　　） ☐ 運搬方法（ ☐ 受注者で運搬 ☐ 受注者以外で運搬 ☐ 別途協議 ☐ その他（　　）） ☐ 引渡場所（ ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ その他（　　）） 数量（　　）　運搬距離（Ｌ＝　　km） ☐ その他（　　）
適用条件		☑ 三重県公共工事共通仕様書（平成２４年７月版）を適用（部分改正を行った内容も含む（最新改正：平成２６年　７月　１日）） ☐ 「土木構造物設計マニュアル（案）　　編」を適用 ☑ その他（　津市新最終処分場等施設整備に係る環境影響評価書　）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津　市

平成26年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

Ｎｏ．４

明　示　項　目	明　　示　　事　　項	条　　件　　及　　び　　内　　容
入札・契約方式	□ 入札時ＶＥ方式 □ 契約後ＶＥ方式 □ 設計・施行一括発注方式 □ プロポーザル方式 □ 総合評価方式	□ 契約前のＶＥ提案に基づき施工しなければならない。 □ 契約後にＶＥ提案を受け付ける。 □ 細部設計の承認を受けなければならない。 □ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の１割を減点します。
電 子 納 品	□ 工事完成図書（工事写真含む） ☑ 電子納品対象外	□ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、（ □　２部　□　（　　）部）とする。 □ 三重県ＣＡＬＳ電子納品運用マニュアル（平成　24 年　7 月改訂）を適用
産業廃棄物税		☑ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月３１日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ作成・登録		☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交換システム		☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、発生土システム）にデータを入力すること。 なお、工事完成後に発注者が建設副産物情報交換システムへの入力データの訂正等を依頼した場合などには、受注者の責任において適切に処理を行うこと。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津　市

平成26年7月

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

１　趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

２　用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２１年津市訓第３４号）において使用する用語の例による。

３　受注者等の義務

⑴　本市の契約等の相手方及び下請負人（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。

⑵　受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設を使用してはならない。

⑶　受注者が本市と締結した契約等の履行に当たり、暴力団等による不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、所轄の警察署に通報しなければならない。

４　入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められる場合、暴力団等と密接な関係を有していると認められるなどの場合は、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記３の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

５　契約等の解除

上記の暴力団等と認められるなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。